

建設業の許可申請のしおり
令和8年4月 改訂版

石川県土木部監理課

■ 建設業の許可申請のしおり

令和8年4月改訂版における改訂の要点等

- ・ 特定建設業許可を要する下請金額の下限変更を反映

従来：4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）

変更後：5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）

- ・ 名称変更、変更にともなう様式変更

従来：専任技術者

変更後：営業所技術者等

- ・ 経營業務の管理責任者／営業所技術者等の常勤性の確認書類

従来：健康保険被保険者証

変更後：健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等

- ・ その他

文言や本文体裁の調整、修正等

目次

第1	建設業の許可制度	1
1	建設業とは	
2	建設業を営むには許可が必要	
3	許可の例外	
第2	建設業許可の種類及び区分	1
1	業種ごとに許可が必要	
2	大臣許可と知事許可の区分について	
3	大臣許可申請等の取扱いについて	
4	特定建設業と一般建設業の区分について	
5	許可の有効期間	
6	許可通知書を紛失したとき	
第3	許可を受けるための要件（許可の基準）	7
1	適正に経營業務を行うことができる体制を有する者	
2	適切な社会保険への加入	
3	営業所技術者等	
4	請負契約に関する誠実性	
5	財産的基礎又は金銭的信用	
6	欠格要件	
第4	許可申請書の記載要領及び提出上の注意事項	18
1	これらの注意は必ず守ってください	
2	申請・届出書類及び添付書類	
3	申請時における提出書類	
4	許可申請書記載上の注意事項	
5	行政書士による代理申請の取扱いについて	
6	申請書の提出部数、手数料、提出場所	
7	主な記載例（新規許可）	
第5	許可通知書の交付と許可後の手続き	42
1	許可通知書について	
2	変更等の届出	
3	廃業等の届出	
4	標識の設置	
第6	許可を受けた地位の承継について	51
第7	建設業許可の取扱い変更について	59
第8	建設業許可関係事務の郵送受付開始について	63
第9	解体工事業について	65

第1 建設業の許可制度

1 建設業とは

建設業とは土木建築に関する29種の建設工事（別表1）の完成を請け負う営業をいいます。この営業を行う者は、建設業法により一定の基準に適合した内容を備えていることが必要です。

2 建設業を営むには許可が必要

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するために制定された法律です。建設業を営むには、この法律により大臣又は知事の許可を受けなければなりません。

3 許可の例外

建設業を営むには許可が必要ですが、軽微な工事のみを請け負う場合は必ずしも許可を受けなくてもよいこととされています。軽微な工事とは、建築一式工事では1件の請負代金が1,500万円未満の工事（消費税込み）又は延べ面積150平方メートル未満の木造住宅工事、それ以外の工事では、1件の請負代金が500万円未満の工事（消費税込み）をいいます。

※軽微な工事であっても、浄化槽工事又は解体工事を請け負う場合は、それぞれ法令に基づく登録が必要ですので注意して下さい。

【軽微な工事】

建築一式工事	それ以外の工事
1,500万円未満の工事 又は 延べ面積150平方メートル未満の木造住宅工事	500万円未満の工事

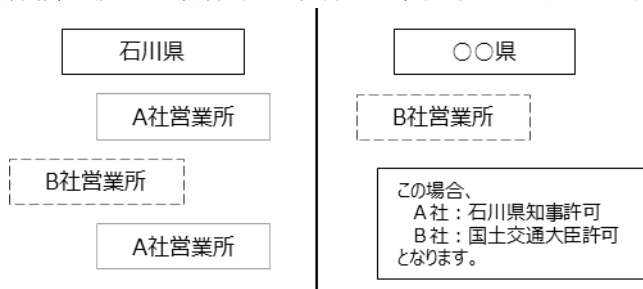
第2 建設業許可の種類及び区分

1 業種ごとに許可が必要

建設業の許可は「別表1」に掲げられた建設業の種類ごとに受けられます。許可を受けた業種以外の建設工事を独立して請け負うことは出来ないため、各業種の内容等を勘案のうえ今後の営業方針に沿った業種を選択して下さい。

2 大臣許可と知事許可の区分について

石川県内にのみ営業所^{注1}を設けて営業する場合には石川県知事の許可、2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業する場合には国土交通大臣^{注2}の許可を受けなければなりません。



（注1）建設業法上の営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約の見積り、入札、契約の締結を行う事務所など、建設業に係る営業に実質的に関与するものをいいます。

（注2）大臣許可と知事許可の区分は、営業所の所在地によるものであって、工事場所によるものではありません。

3 大臣許可申請等の取扱いについて
各地方整備局へ提出してください。

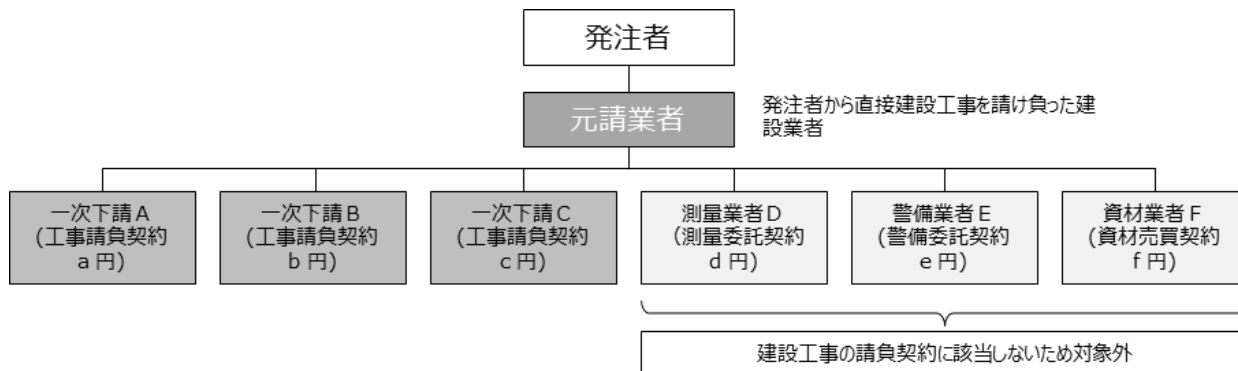
4 特定建設業と一般建設業の区分について

(1) 特定建設業の許可

発注者（他の者から請け負った者を除く建設工事の注文者）から直接請け負った建設工事1件につき、その下請代金の合計額^{注1}が5,000万円^{注2}（建築一式工事の場合は8,000万円^{注2}）以上となる下請契約を締結して建設工事を施工しようとする場合は特定建設業の許可が必要です。

（注1）下図の例における（a円+b円+c円）をいう。

（注2）消費税及び地方消費税相当額を含み、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。



(2) 一般建設業の許可

(1) 以外の場合は、請負代金の多少にかかわらず一般建設業許可により建設工事を施工することができます。

5 許可の有効期間

許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の対応する日の前日をもって満了することとされています。したがって、引き続き建設業を営もうとする場合には、期間が満了する30日前までに、最初の許可を受けた時と同様の手続きにより許可の更新の手続きをしなければ、引き続いて営業することができなくなります。

（※1）許可の更新を申請する場合は許可期限の2ヶ月前から30日前までに、業種の追加と許可の更新を同時に申請する場合は許可期限の2ヶ月前までに申請書を提出して下さい。

（※2）建設業の一本化「許可の有効期間の調整」について、同一業者で許可日の違う2つ以上の業種の許可を受けている場合には、どちらかの許可の申請をする際に有効期間の残っている他の業種の許可についても同時に許可申請することができます。

6 許可通知書を紛失したとき

許可通知書は再発行されませんので、必要な場合は、証明願を申請し「建設業許可証明書」を求めていただくことになります（証明必要枚数+1枚を提出）。証明書の手数料は1通あたり380円の石川県証紙が必要となり、申請は知事許可業者の方は、所轄土木総合事務所で受付しています。

（申請書参考様式については監理課ホームページに掲載しています）。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/kyokashinsei/kyokasyoumei.html>

別表 1

建設業の種類、その内容と例示

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示
1	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
2	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のものに建築物を建設する工事	
3	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
4	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・工事業	<p>イ 足場の組み立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事</p> <p>ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事</p> <p>ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事</p> <p>ニ コンクリートにより工作物を築造する工事</p> <p>ホ その他基礎的ないしは準備的工事</p>	<p>イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事</p> <p>ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事</p> <p>ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事</p> <p>ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事</p> <p>ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路附属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事</p>

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示
6	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
7	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
8	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、証明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
9	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
12	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
13	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
15	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
16	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
17	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示
18	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
19	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
22	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
23	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑池を築造し、道路、建築物等の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
24	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
25	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示
26	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は、公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
27	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
28	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
29	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

第3 許可を受けるための要件（許可の基準）

- 適正に経營業務を行うことができる体制を有する者であること
- 適切な社会保険に加入している者であること
- 専任の技術者を有していること
- 請負契約に関して誠実性を有していること
- 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
- 欠格要件に該当しないこと

1 適正に経營業務を行うことができる体制を有する者

法人の場合は常勤役員のうち1人、個人の場合は本人または支配人（以下、「常勤役員等」という）が次の要件のいずれかに該当する必要があります。

なお、常勤役員等が、後述する「3 営業所技術者等」の要件をみたしていれば**営業所**の技術者も兼務できます。

イ（1）建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者^{注1}

（施行規則第7条第1号イ（1）該当）

（2）建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者^{注2}（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験^{注3}を有する者

（施行規則第7条第1号イ（2）該当）

（3）建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験^{注4}を有する者

（施行規則第7条第1号イ（3）該当）

ロ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であって、かつ、財務管理の業務経験^{注5}（許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における5年以上の建設業の業務経験に限る。以下同じ。）を有する者、労務管理の業務経験^{注6}を有する者及び業務運営の業務経験^{注7}を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。

（1）建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者（施行規則第7条第1号ロ（1）該当）

（2）5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者（施行規則第7条第1号ロ（2）該当）

（注1）「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。

（注2）「経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者をいう。

（注3）「経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験」とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。

（注4）「経營業務を補佐した経験」とは、経營業務の管理責任者に準ずる地位にあつて、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいう。

（注5）「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験をいう。

(注6)「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署におけるこれらの業務経験をいう。

(注7)「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいう。

2 適切な社会保険への加入

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関し、全ての適用事業所又は適用事業について、適用事業所又は適用事業であることの届出を行った者であること。

令和2年10月1日以降の申請（更新含む）については、適切な社会保険に加入していない場合、許可することができませんのでご注意ください。

3 営業所技術者等

各営業所に次のいずれかに該当する**営業所技術者等**を**専任の者として配置**しなければなりません。

※一般建設業に関する技術者を営業所技術者、特定建設業に関する技術者を特定営業所技術者、これらをあわせて「営業所技術者等」といいます。

(1) 一般建設業（営業所技術者）の場合

イ 申請業種に関連する学科（別表2）を修めた後大卒（短大、高等専門学校を含む）で3年、高卒又は専門学校^{注1}で5年以上の申請業種についての実務経験を有する者。…法第7条第2号イ該当

ロ 学歴の有無を問わず、1つの申請業種について10年以上の実務経験を有する者。…法第7条第2号ロ該当

ハ 申請業種に関して法定の資格免許等^{注2}を有する者又は、技術検定の1次試験に合格後一定の実務経験を有する者又は、一定の業種につき、異なる業種間で必要な実務経験を有する者。…法第7条第2号ハ該当

(注1)「専門士」の称号の付与がある場合：3年

(注2) この資格免許等には1年以上の実務経験を要する場合もあるので注意のこと。

(2) 特定建設業（特定営業所技術者）の場合

イ 法に基づく技術検定その他の法令の規定による試験で国土交通大臣が定めるものに合格した者、又は他の法令の規定による免許で国土交通大臣が定めるものを受けた者…法第15条第2号イ該当

ロ 法第7条第2号のイ、ロ、ハのいずれかに該当し、発注者から直接請け負った4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的実務経験を有する者…法第15条第2号ロ該当

ハ 国土交通大臣が法第15条第2号イ又はロと同等以上の能力を有するものと認定した者…法第15条第2号ハ該当

(3) 特定建設業のうち指定建設業の場合

特定建設業のうち次に掲げる業種（指定建設業）における**特定営業所技術者**は、(2)イの者、又は(2)ハの者のうち法第15条第2号イと同等以上の能力を有するものと認定された者に限られています。

- ・土木工事業
- ・建築工事業
- ・電気工事業
- ・管工事業
- ・鋼構造物工事業
- ・舗装工事業
- ・造園工事業

上記(1)から(3)の技術者の資格要件については、「別表3」を参照してください。

(※1) 石川県知事許可では、実務経験にて**営業所技術者等**となれるのは、1人につき2業種までです。

(※2) 原則、実務経験期間の重複を認めていません。

「1 常勤役員等」、「3 **営業所技術者等**」は、建設業の他者の技術者及び管理建築士、宅地建物取引士等、他の法令により専任性を要する者と兼ねることはできません。ただし、同一企業で同一の営業所である場合は、兼ねることができます。

別表2

建設業の種類別指定学科

許可を受けようとする建設業	学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科卒業後、一定期間以上の実務経験）
 「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）
 「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）
 「7※」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験3年）
 「7〇」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験5年）

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
01	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業後、一定期間以上の実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
02	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
11	1級建設機械施工管理技士	7				7							7																		
12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	7				7							7																		
13	1級土木施工管理技士	7			7※	7	7	7※		7※	7	7※	7	7		7	7※		7※		7※		7※		7	7※	7	7※	7(注1)		
1H	1級土木施工管理技士補				7※	7※	7※	7※		7※	7※	7※	7	7		7※	7※		7※		7※		7※		7	7※	7	7※	7※		
14	2級土木施工管理技士	7			7〇	7	7	7〇		7〇	7	7〇	7	7		7〇	7〇		7〇		7〇		7〇		7	7〇	7	7〇	7(注1)		
1J	2級土木施工管理技士補				7〇	7〇	7〇	7〇		7〇	7〇	7〇	7	7		7〇	7〇		7〇		7〇		7〇		7	7〇	7	7〇	7〇		
15	2級土木施工管理技士				7〇	7〇	7〇	7〇		7〇	7〇	7〇	7	7		7〇	7〇		7〇		7〇		7〇		7	7〇	7	7〇	7〇		
1K	2級土木施工管理技士補				7〇	7〇	7〇	7〇		7〇	7〇	7〇	7	7		7〇	7〇		7〇		7〇		7〇		7	7〇	7	7〇	7〇		
16	2級土木施工管理技士				7〇	7	7〇	7〇		7〇	7〇	7〇	7	7		7〇	7〇		7〇		7〇		7〇		7	7〇	7	7〇	7〇		
1L	2級土木施工管理技士補				7〇	7〇	7〇	7〇		7〇	7〇	7〇	7	7		7〇	7〇		7〇		7〇		7〇		7	7〇	7	7〇	7〇		
20	1級建築施工管理技士	7	7	7	7	7	7	7		7	7	7	7	7		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7(注1)	
2C	1級建築施工管理技士補				7※	7※	7※	7※		7※	7※	7※	7	7		7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7	7	7	7	7	7	7	
21	2級建築施工管理技士	7	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇		7〇	7〇	7〇	7	7		7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7	7	7	7	7	7	7(注1)	
22	2級建築施工管理技士				7	7〇	7	7〇	7〇		7	7	7	7		7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7	7	7	7	7	7	7(注1)	
23	2級建築施工管理技士補				7	7	7	7		7	7	7	7	7		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
27	1級電気工事施工管理技士								7											7※										7※	
2E	1級電気工事施工管理技士補																			7※										7※	
28	2級電気工事施工管理技士								7											7〇										7〇	
2F	2級電気工事施工管理技士補																			7〇										7〇	
29	1級管工事施工管理技士									7		7※	7	7※					7※	7※		7※	7※	7	7	7	7	7	7	7	
2G	1級管工事施工管理技士補											7		7					7	7		7	7	7	7	7	7	7	7	7	
30	2級管工事施工管理技士									7		7〇	7	7〇					7〇	7〇		7〇	7〇	7	7	7	7	7	7	7	
3A	2級管工事施工管理技士補											7		7					7〇	7〇		7〇	7〇	7	7	7	7	7	7	7	
31	1級電気通信工事施工管理技士																							7							
32	2級電気通信工事施工管理技士																							7							
33	1級造園施工管理技士				7※	7※	7※	7※		7※	7※	7※	7	7		7※	7※		7※		7※		7	7	7	7	7	7	7	7	
3D	1級造園施工管理技士補				7※	7※	7※	7※		7※	7※	7※	7	7		7※	7※		7※		7※		7	7	7	7	7	7	7	7	
34	2級造園施工管理技士				7〇	7〇	7〇	7〇		7〇	7〇	7〇	7	7		7〇	7〇		7〇		7〇		7	7	7	7	7	7	7	7	
3E	2級造園施工管理技士補				7〇	7〇	7〇	7〇		7〇	7〇	7〇	7	7		7〇	7〇		7〇		7〇		7	7	7	7	7	7	7	7	
37	1級建築士	7	7				7			7	7									7											
38	2級建築士	7	7				7			7	7									7											
39	木造建築士			7																											
41	建設・総合技術監理（建設）	7				7		7				7	7										7						7(注2)		
42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	7				7		7			7	7	7										7						7(注2)		
43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	7				7																									
44	電気電子・総合技術監理（電気電子）							7															7								
45	機械・総合技術監理（機械）																						7								
46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）									7													7								
47	上下水道・総合技術監理（上下水道）									7																					
48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									7																7		7			
49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	7				7										7															
50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								7						
51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	7				7																			7						
52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									7																					
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									7																					
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）									7																		7		7	

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）

「7[※]」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験3年）

「7[○]」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験5年）

コード	資格区分	建設業の種類																										
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消
電気工事士法	55	第1種電気工事士																										
	56	第2種電気工事士																										
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）																										
	59	電気通信主任技術者																										
電気通信事業法	35	工事担任者（注3）																										
水道法	65	給水装置工事主任技術者																										
消 防 法	68	甲種 消防設備士																										
	69	乙種 消防設備士																										
職 業 能 力 開 発 促 進 法	71	建築大工																										
	64	型枠施工																										
	72	左官																										
	57	とび・とび工																										
	73	コンクリート圧送施工																										
	66	ウェルポイント施工																										
	74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																										
	75	給排水衛生設備配管																										
	76	配管（注4）・配管工																										
	70	建築板金「ダクト板金作業」																										
	77	タイル張り・タイル張り工																										
	78	築炉・築炉工・れんが積み																										
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工																										
	80	石工・石材施工・石積み																										
	81	鉄工（注5）・製錬																										
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注6）																										
	83	工場板金																										
	84	板金・建築板金・板金工（注7）																										
	85	板金・板金工・打出し板金																										
	86	かわらぶき・スレート施工																										
	87	ガラス施工																										
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工																										
	89	建築塗装・建築塗装工																										
	90	金属塗装・金属塗装工																										
	91	噴霧塗装																										
	67	路面標示施工																										
	92	畳製作・畳工																										
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																										
94	熱絶縁施工																											
95	建具製作・建具工・木工（注8）・カーテンウォール施工・サッシ施工																											
96	造園																											
97	防水施工																											
98	さく井																											
	61	地すべり防止工事																										
	40	基礎くい工事																										
	62	建築設備士																										
	63	計装																										
	60	解体工事（解体工事施工技士）																										

※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8#」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験3年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8o」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験5年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2			2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5			5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3						3	3		3	3											3						
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6			6	6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工管理技士	9				9						9																	
	12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）					8																							
	13	1級土木施工管理技士	9			8#	9	9	8#			8#	9	9			9	8#		8#				8#		8#	9	8#	9	(注1)
	14H	1級土木施工管理技士補				8#	8#	8#	8#			8#	8#	8#	8#		8#	8#		8#				8#		8#	8#	8#	8#	8#
	14	2級土木施工管理技士				8#	8#	8#	8#			8#	8#	8#	8#		8#	8#		8#				8#		8#	8#	8#	8#	8#
	14J	2級土木施工管理技士補				8#	8#	8#	8#			8#	8#	8#	8#		8#	8#		8#				8#		8#	8#	8#	8#	8#
	15	2級土木施工管理技士				8#	8#	8#	8#			8#	8#	8#	8#		8#	8#		8#				8#		8#	8#	8#	8#	8#
	15K	2級土木施工管理技士補				8#	8#	8#	8#			8#	8#	8#	8#		8#	8#		8#				8#		8#	8#	8#	8#	8#
	16	2級土木施工管理技士				8#	8#	8#	8#			8#	8#	8#	8#		8#	8#		8#				8#		8#	8#	8#	8#	8#
	16L	2級土木施工管理技士補				8#	8#	8#	8#			8#	8#	8#	8#		8#	8#		8#				8#		8#	8#	8#	8#	8#
	20	1級建築施工管理技士	9	9	9	9	9	9			9	9	9			9	9	9	9	9	9	8#	9		9	8#	8#	8#	9	(注1)
	20C	1級建築施工管理技士補				8#	8#	8#	8#			8#	8#	8#	8#		8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#		8#	8#	8#	8#	8#	8#
	21	2級建築施工管理技士				8#	8#	8#	8#			8#	8#	8#	8#		8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#		8#	8#	8#	8#	8#	8#
	22	2級建築施工管理技士				8#	8#	8#	8#			8#	8#	8#	8#		8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#		8#	8#	8#	8#	8#	8#
	23	2級建築施工管理技士				8#	8#	8#	8#			8#	8#	8#	8#		8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#		8#	8#	8#	8#	8#	8#
	23D	2級建築施工管理技士補				8#	8#	8#	8#			8#	8#	8#	8#		8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#		8#	8#	8#	8#	8#	8#
	27	1級電気工事施工管理技士							9													8#								8#
	27E	1級電気工事施工管理技士補																				8#								8#
	28	2級電気工事施工管理技士																				8#								8#
	28F	2級電気工事施工管理技士補																				8#								8#
	29	1級管工事施工管理技士								9			8#	8#	8#							8#	8#		8#	8#	8#	8#	8#	8#
	29G	1級管工事施工管理技士補											8#	8#	8#							8#	8#		8#	8#	8#	8#	8#	8#
	30	2級管工事施工管理技士											8#	8#	8#							8#	8#		8#	8#	8#	8#	8#	8#
	30A	2級管工事施工管理技士補											8#	8#	8#							8#	8#		8#	8#	8#	8#	8#	8#
	31	1級電気通信工事施工管理技士																					9							
	32	2級電気通信工事施工管理技士																					8							
	33	1級造園施工管理技士				8#	8#	8#	8#			8#	8#	8#	8#		8#	8#		8#			8#		9	8#	8#	8#	8#	8#
33D	1級造園施工管理技士補				8#	8#	8#	8#			8#	8#	8#	8#		8#	8#		8#			8#		8#	8#	8#	8#	8#	8#	
34	2級造園施工管理技士				8#	8#	8#	8#			8#	8#	8#	8#		8#	8#		8#			8#		8#	8#	8#	8#	8#	8#	
34E	2級造園施工管理技士補				8#	8#	8#	8#			8#	8#	8#	8#		8#	8#		8#			8#		8#	8#	8#	8#	8#	8#	
建築士法	37	1級建築士	9	9			9			9	9										9									
	38	2級建築士			8		8			8											8									
	39	木造建築士			8																									
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	9				9			9			9	9									9					9	(注2)	
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	9				9			9			9	9									9					9	(注2)	
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	9				9																							
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）							9														9							
	45	機械・総合技術監理（機械）																					9							
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）									9												9							
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）									9																	9		
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									9																	9		
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9				9							9																
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																							9					
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	9				9																		9					
52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									9																				
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									9																	9			
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）									9																	9	9		

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8a」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験3年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8o」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験5年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
電気工事士法	55	第1種電気工事士																												
	56	第2種電気工事士																												
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）																												
	59	電気通信主任技術者																						8						
電気通信事業法	35	工事担任者（注3）																						8						
水道法	65	給水装置工事主任技術者																												
消 防 法	68	甲種 消防設備士																												8
	69	乙種 消防設備士																												8
職業能力開発促進法	71	建築大工			8																									
	64	型枠施工			8	8																								
	6B	型枠施工（附則第4条該当）			8	8																								
	72	左官				8																								
	57	とび・とび工					8																							8
	73	コンクリート圧送施工					8																							
	66	ウェルポイント施工					8																							
	74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																												
	75	給排水衛生設備配管																												
	76	配管（注4）・配管工																												
	70	建築板金「ダクト板金作業」					8									8														
	77	タイル張り・タイル張り工									8																			
	78	築炉・築炉工・れんが積み									8																			
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					8				8																			
	80	石工・石材施工・石積み					8																							
	81	鉄工（注5）・製錬																												
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注6）											8																	
	83	工場板金															8													
	84	板金・建築板金・板金工（注7）					8										8													
	85	板金・板金工・打出し板金															8													
	86	かわらぶき・スレート施工					8																							
	87	ガラス施工																8												
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工																8												
	89	建築塗装・建築塗装工																8												
	90	金属塗装・金属塗装工																8												
	91	噴霧塗装																8												
	67	路面標示施工																8												
	92	畳製作・畳工																			8									
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			8										
94	熱絶縁施工																					8								
95	建具製作・建具工・木工（注8）・カーテンウォール施工・サッシ施工																										8			
96	造園																													
97	防水施工																		8											
98	さく井																									8				
※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。	61	地すべり防止工事				8																				8				
	40	基礎くい工事				8																								
	62	建築設備士																												
	63	計装																												
	60	解体工事（解体工事施工技士）																												8

4 請負契約についての誠実性

申請者は、その役員等及び営業所長等、又はその本人及び支配人が請負契約に関して不正又は不誠実な行為^{注1}をする恐れのあるときは、許可を受けることはできません。

(注1) 次に該当するときは、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をする恐れのあるときに原則として該当します。

建築士法、宅地建物取引業法等で不正又は不誠実な行為を行ったことにより免許等の取消処分を受けて5年を経過しないとき。

5 財産的基礎又は金銭的信用

(1) 一般建設業の場合

許可申請者が次のいずれかに該当すること。

ア 自己資本^{注1}の額が500万円以上であること。

イ 500万円以上の資金調達能力^{注2}を有すること。

ウ 許可申請の直前過去5年間許可を受けて継続して建設業を営業した実績を有すること。

(2) 特定建設業の場合

許可申請者が次のすべてに該当すること。

ア 欠損の額^{注3}が資本金の額の20%を超えていないこと。

イ 流動比率^{注4}が75%以上であること。

ウ 資本金^{注5}が2,000万円以上であり、かつ自己資本の額が4,000万円以上であること。

(注1)「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

(注2)「500万円以上の資金の調達能力」とは、担保とすべき不動産等を有していること等により、500万円以上の資金について取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書等を得られることをいいます。

(注3)「欠損の額」とは、法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額を、個人にあっては事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

(注4)「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値に100を乗じた数をいいます。

(注5)「資本金」とは、法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額を、個人にあっては期首資本金をいいます。

6 欠格要件

申請者（個人にあってはその個人及び支配人等、法人にあってはその役員等※及び営業所長等）が建設業者としての適格性を持たないと認められる場合（法第8条第1号～第13号）及び申請書類若しくはその添付書類中の重要な事項の記載が欠け又は虚偽の記載がある場合は許可を受けることはできません。

※平成27年4月1日より「役員」の範囲が「役員等」に拡大されました。

【建設業法第5条（抜粋）】

「役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者をいう。）」

【建設業法第8条（欠格要件）】

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 第29条第1項第7号又は第8号に該当することにより建設業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- 3 第29条第1項第7号又は第8号に該当するとして建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分しないことの決定があった日までの間に廃業の届出（第12条第5号）をした者で当該届出の日から5年を経過しないもの
- 4 前号に規定する期間内に廃業の届出（第12条第5号）があった場合において、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 5 第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 許可を受けようとする建設業について第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- 7 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 8 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令^{*1}で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の3（凶器準備集合罪、凶器準備結集罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条の罪（背任罪）若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第13号において「暴力団員等」という。）
- 10 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令^{*2}で定めるもの
- 11 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号（法人でその役員等のうちに第1号から第4号まで又は第6号から前号までのいずれかに該当する者にあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの
- 12 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第1号から第4号まで又は第6号から第10号までのいずれかに該当する者（第2号に該当する者についてはその者が第29条の規定により許可を取り消される以前から、第3号又は第4号に該当する者についてはその者が第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第6号に該当する者についてはその者が第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であった者を除く。）のあるもの
- 13 個人で政令で定める使用人のうちに、第1号から第4号まで又は第6号から第10号までのいずれかに該当する者（第2号に該当する者についてはその者が第29条の規定により許可を取り消される以前から、第3号又は第4号に該当する者についてはその者が第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第6号に該当する者についてはその者が第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であった者を除く。）のあるもの
- 14 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（*1）建設業法施行令第3条の2

- 1 建築基準法第9条第1項又は第10項前段（これらの規定を同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第98条第1項（第1号に係る部分に限る。）
- 2 宅地造成等規制法第14条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第27条
- 3 都市計画法第81条第1項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第91条
- 4 景観法第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第100条
- 5 労働基準法第5条の規定に違反した者に係る同法第117条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第44条第1項（建設労働者の雇用の改善等に関する法律第44条の規定により適用される場合を含む。第7条の3第3号において同じ。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
- 6 職業安定法第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
- 7 労働者派遣法第4条第1項の規定に違反した者に係る労働者派遣法第59条

（*2）建設業法施行規則第8条の2

建設業法第8条第10号の国土交通省令で定めるものとは、精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を指す。

第4 許可申請書の記載要領及び提出上の注意事項

建設業許可申請書は、建設業を営もうとする許可申請者が、法の期待する建設業者たりうるかどうか、許可しうるかどうか、を判断する極めて重要なものです。したがって、この書類の作成に関する重要な事項について虚偽の記載があれば、許可を受けられないか、許可を受けた後であっても許可を取り消されることになっており、さらに、このような理由で許可を取り消された場合には、許可の取り消しの日から5年を経過しなければ、新たに許可を受けることができなくなりますので、十分注意して作成することが必要です。

なお、提出された許可申請書、その添付書類及び変更届出書は許可後、公衆の閲覧に供されます(法第13条)。

1 これらの注意は必ず守ってください

以下に述べる注意事項は、①建設業許可申請書を実際に記載し、提出される際、申請書各用紙下欄もしくは別紙の記載要領の趣旨を生かすためにも最小限これだけは守っていただきたい事項と、②建設業許可制度の適正な運用を期すために、石川県が独自に守っていただくことにしている注意事項です。したがって、これら双方の注意事項が守られていない書類は、申請窓口において不備書類として取扱われますので注意してください。

2 申請・届出書類及び添付書類

申請等に当たっての書類及び添付書類は、「別表4-1」により作成し、クリップ留めで提出してください。袋とじは不要です(登記されていないことの証明書、身分証明書及び納税証明書は別途ホッチキス留めしてください)。

申請の区分によっては、省略が可能な書類がありますので注意してください。

<様式の入手先>石川県土木部監理課ホームページ内

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/kyokashinsei/shinsei.html>

3 申請時における提出書類

(1) 「許可申請書と添付書類」について

「許可申請書と添付書類」とは、建設業許可の申請を行う際に提出が必要となる書類です。申請の区分によって必要な書類が違いますので、「別表4-1」等で確認してください。

(2) 「確認資料」について

「確認資料」とは、建設業許可の申請等に係る審査において、許可要件等に関する事実確認に必要なものとして提出をお願いしている資料です。「別表4-2」、「別表4-3」で確認してください。

建設業許可申請に必要な様式一覧表

様式番号	書類の名称	申請の区分									確認資料	
		1 新規	2 許可 換え 新規	3 般 特 新規	4 業 種 追 加	5 更 新	6 般 特 新規 + 業 種 追 加	7 般 特 新規 + 更 新	8 業 種 追 加 + 更 新	9 般 特 新規 + 業 種 追 加 + 更 新		
-	表紙	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
別紙1	役員等の一覧表	○×	○×	○×	○×	○×	○×	○×	○×	○×		
別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)	○	○	○	○	×	○	○	○	○		
別紙2(2)	営業所一覧表(更新)	×	×	×	×	○	×	○	○	○		
別紙4	営業所技術者等一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第2号	工事経歴書	○	○	○	○	×	○	○	○	○		
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	×	○	○	○	○		
第4号	使用人数	○	○	○	○	×	○	○	○	○		
第6号	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	A	○(A, Bのいずれか)									経営経験を 確認できる書類 常勤性を 確認できる書類
別紙	常勤役員等の略歴書											
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書											
別紙1	常勤役員等の略歴書											
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書											
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	加入状況を 確認できる書類	
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	○	○	○	○	×	○	○	○	○	常勤性を 確認できる書類	
-	資格証明書(技術検定合格証明書、卒業証明書、監理技術者資格者証など)	△	△	△	△	×	△	△	△	△		
第9号	実務経験証明書	△	△	△	△	×	△	△	△	△		
第10号	指導監督の実務経験証明書	△	△	△	△	×	△	△	△	△	契約書等	
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
-	登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
-	身分証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
-	定款	○×	○×	×	×	△×	×	△×	△×	△×		
第14号	株主(出資者)調書	○×	○×	×	×	△×	×	△×	△×	△×		
第15号	貸借対照表	○×	○×	×	×	×	×	×	×	×		
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	○×	○×	×	×	×	×	×	×	×		
第17号	株主資本等変動計算書	○×	○×	×	×	×	×	×	×	×		
第17号の2	注記表	○×	○×	×	×	×	×	×	×	×		
第17号の3	附属明細表	△×	△×	×	×	×	×	×	×	×		
第18号	貸借対照表	×	○×	×	×	×	×	×	×	×		
第19号	損益計算書	×	○×	×	×	×	×	×	×	×		
-	登記事項証明書(商業登記簿謄本)	○△	○△	×	×	△×	×	△×	△×	△×		
第20号	営業の沿革	○	○	×	×	○	×	○	○	○		
第20号の2	所属建設業者団体	○	○	×	×	△	×	△	△	△		
-	納税証明書(納付すべき額及び納付済額)	○	○	×	×	×	×	×	×	×		
第20号の3	主要取引金融機関名	○	○	×	×	△	×	△	△	△		
-	業態(営業)証明書	△	△	△	△	×	△	△	△	△		
-	預金残高証明書・融資証明書	△	△	△	△	×	△	△	△	△		
-	念書	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
-	始末書	△	△	△	△	△	△	△	△	△		

〈注1〉 「申請の区分」欄の「○」は添付の必要なもの(該当のない場合も添付)、「×」は添付の必要のないもの、「△」は場合によっては添付の必要なものを示します。

〈注2〉 申請区分欄に記号が二つあるのは、左は申請者が「法人」の場合、右は申請者が「個人」の場合です。

〈注3〉 提出書類について、必要な場合には上記のほかにも求めることがありますので、その指示に従ってください。

別表 4-2

常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経営経験の確認書類

以下の場合に、表中の経営経験を確認する資料を提出してください。

- 許可（新規、許可換え新規）の申請を行うとき
- 許可申請（般・特新規、業種追加）で、既に確認を受けた期間以外について証明が必要な場合
- 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の交替の届出をするとき

①施行規則第7条第1号イ（1）該当

法人の常勤役員等の経験
<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ※証明しようとする期間について、役員であったことが確認できるもの。 ・業態証明書 (証明者がその証明を行う期間について建設業許可を受けていなかった場合)
個人事業主の経験
<ul style="list-style-type: none"> ・業態証明書 (証明者がその証明を行う期間について建設業許可を受けていなかった場合)

②施行規則第7条第1号イ（2）該当

土木事務所に申請する前に、あらかじめ県監理課に相談し、確認を受けてください。

執行役員等としての経営経験
<p>以下の書類の全てが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当すること」が確認できるもの →組織図など ・「業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であること」が確認できるもの →業務分掌規程など ・「取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任された者であること」かつ、「取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに具体的な業務執行に専念する者であること」が確認できるもの →定款、執行役員規定、取締役会議事録など ・「執行役員等として経営管理経験の期間」が確認できるもの →取締役会の議事録、人事発令書など

③施行規則第7条第1号イ（3）該当

土木事務所に申請する前に、あらかじめ県監理課に相談し、確認を受けてください。

【法人】経営業務を補佐した経験
<p>以下の書類の全てが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「被認定者の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあること」が確認できるもの →組織図など ・「被認定者における経験が補佐経験に該当すること」が確認できるもの →業務分掌規程、過去の稟議書など ・「補佐経験の期間」が確認できるもの →人事発令書など
【個人】経営業務を補佐した経験
<p>建設業を営む個人事業主の確定申告書の表紙及び事業専従者欄があるページの写し6年分 ※県監理課の確認は不要。</p>

④施行規則第7条第1号ロ(1)該当

土木事務所に申請する前に、あらかじめ県監理課に相談し、確認を受けてください。

常勤役員等について
以下の書類の全てが必要です。 ・建設業に関する役員等の経験については、①に記載の書類で確認します。 ・建設業に関する役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験については、③に記載の書類で確認します。
常勤役員等を直接に補佐する者について
以下の書類の全てが必要です。 ・当該常勤役員等を「直接に補佐する(※)」ことの確認ができるもの。 (※)常勤役員等との間に他の者を介入させることなく、組織体系上及び実態上当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を行うこと →組織図など ・財務管理の業務経験、労務管理の業務経験、業務運営の経験を確認できるもの →業務分掌規程、過去の稟議書など ・「財務管理の業務経験、労務管理の業務経験、業務運営の経験」の期間を確認できるもの →人事発令書など

⑤施行規則第7条第1号ロ(2)該当

土木事務所に申請する前に、あらかじめ県監理課に相談し、確認を受けてください。

常勤役員等について
以下の書類の全てが必要です。 ・建設業に関する役員等の経験については、①に記載の書類で確認します。 ・その他の業種に関する役員等の経験については、以下の書類で確認します。 【法人】登記事項証明書 ※証明しようとする期間について、役員であったことが確認できるもの。 【個人】確定申告書
常勤役員等を直接に補佐する者について
④に記載の書類で確認します。

別表4-3

建設業の許可申請に必要な書類（提出が必要な確認資料）

各申請区分に応じて、必要となる資料が異なりますので以下をご参照ください。

	申請等の区分		
	新規、許可換え新規、更新	般・特新規、業種追加	
<p>本表では、確認資料のうち提出する必要があるものについて記載しています。</p> <p>以下では一般的な「確認資料」を例示していますが、これらだけでは事実確認が十分でないと思われる場合には、必要に応じ、別の資料の提出をお願いする場合があります。</p> <p>◎：必須提出 ○：該当する場合</p> <p>※別途つづりで提出してください。</p>			
<p>従たる営業所について</p>	<p>営業所の写真（下記記載のもの全て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所の看板を含め建物の全景を撮影したもの ・執務室内を撮影したもの ・周辺状況を含め標識（法第40条）の設置場所が確認できるように撮影したものの記載内容が判読できるように撮影してください。 <p>写真は1か月以内に撮影したカラーのもので、撮影日も記載してください。</p> <p>（注）般・特新規、業種追加及び変更届において、従前の営業所に変更がない場合は提出不要</p>	◎	○ ^注
<p>申請等の際に提出が必要となる確認資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所技術者等 ・常勤役員等 ・常勤役員等を直接に補佐する者 	<p>原則：以下のいずれか1点（事業所名称・氏名・生年月日が確認できるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 住民税特別徴収税額決定通知書（徴収義務者用） 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ 資格確認書 監理技術者資格者証 健康保険組合等による資格証明書 直近決算の確定申告書の写し（個人事業主） <p>例外：以下のいずれか1点（後期高齢者等、上記書類が提出できない場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃金台帳（3か月程度） 出勤簿（3か月程度） 雇用証明書 <p>※対象者が出向社員の場合は、「出向元での健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等」と「出向協定書の写」を併せて添付してください。</p> <p>※個人番号等が記載されている場合は、必ず黒塗りのうえ添付してください。</p>	◎	◎

4 許可申請書記載上の注意事項

様式 番号	申請書類等	記入上の注意等
	表紙	石川県独自様式
第1号	建設業許可申請書	<p>①太線の枠内には記載しないでください。</p> <p>②有効期間の調整は、今回の申請と併せ、既に許可を受けている建設業の全部について、許可の更新を申請する場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入します。</p> <p>※業種追加等により、複数の許可日を有している場合は、可能な限り有効期間の調整をしてください。</p> <p>③建設業以外に行っている営業の種類があれば必ずすべて記入してください（例えば建材販売業、不動産取引業）。</p> <p>④申請書の内容に関する連絡先として、担当者の所属、氏名、電話番号を記入してください。（ファックス番号の記載はなくても可です） なお、行政書士による代理申請を行う場合は、当該行政書士の氏名及び電話番号を記入してください。</p>
	別紙1 役員等の一覧表	氏名、役名等は登記事項証明書に記載されている氏名・役名と揃えてください。
	別紙2(1) 営業所一覧表（新規） 別紙2(2) 営業所一覧表（更新）	<p>ここでの「営業所」とは「第2 建設業許可の種類と区分の2(2)」の(注1)に記述した通りです。</p> <p>別表4-1の区分に従い、許可更新申請の場合は別紙2(2)を用います。</p> <p>(注1) 2枚以上にわたる場合は、2枚目以降は主たる営業所についての記載を省略することができます。</p> <p>(注2) 主たる営業所の所在地が、個人にあつては現住所と異なる場合、法人にあつては登記事項証明書（商業登記簿謄本）に記載の所在地と異なる場合、当該建物の賃貸借契約書等にて主たる営業所の確認を行います。</p>
	別紙4 営業所技術者等一覧表	<p>①営業所が複数ある場合は、営業所一覧表に記載した営業所順に記載してください。</p> <p>②1名の営業所技術者等が複数の業種を担当する場合は、有資格区分毎に改行して記入してください。</p>
第2号 第3号	工事経歴書 直前3年の各事業年度における工事施工金額	<p>①これらの表は、別表1に掲げる建設工事の種類のうち許可を受けようとする業種に対応する建設工事の種類ごとに別々に記載し、他の建設工事欄と二重に計上することはできません。</p> <p>(注) 例えば、建築一式工事で請け負った場合、この工事を管工事又は電気事とその他の工事に分割し、それぞれ管工事又は電気工事を管工事又は電気工事の種類に、その他の工事を建築一式工事の種類に記載することはできない。これらはすべて建築一式工事として記載すること。</p> <p>②工事経歴書・・・経営事項審査を受ける予定のある場合は、右上余白に「経審受審予定あり」と、予定のない場合は「経審受審予定なし」と記載してください。</p> <p>(注) 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容に個人の氏名が特定されることのないよう留意すること。例えば注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等</p> <p>③直前3年の各事業年度における工事施工金額・・・最近年度の完成工</p>

様式 番号	申請書類等	記入上の注意等
		事施工金額は、損益計算書記載の完成工事高と一致しなければなりません。
第4号	使用人数	常勤の役員、個人事業主を含めた人数を記載してください。なお、兼業がある場合、建設業以外の営業に従事する職員は除いてください。
第6号	誓約書	①「建設業法施行令第3条に規定する使用人」とは、支配人及び支店または営業所（申請書別紙2に記載した営業所）を代表する者のことです。 ②「欠格要件」とは、申請者又は申請者の役員等、支配人、支店長、営業所長が心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産者で復権を得ない者であること、暴力団員等であること、建設業法その他の関係法令の制裁を受けたことがあること等です。
第7号 第7号の 2	常勤役員等（経營業務の管理責任者等） 証明書 常勤役員等及び補佐する者証明書	①この証明書は、（1）経營業務を行う常勤役員等としての経験に関する証明と、（2）当該経験を有する常勤役員等を申請者のもとに置いていることについての証明を同時に表すものです。 ②経營業務を行う常勤役員等としての経験は、様式第9号の技術者としての実務経験とは全く別のものであることに注意してください。 ③この経験の内容を表す施行規則第7条第1号イ（1）～（3）・ロ（1）（2）の区別及び許可を受けるために必要な経験年数その他については、「第3 許可を受けるための要件」を参照してください。 ④（1）の証明の証明者・・・原則としてその証明期間について使用者であった者としませんが、法人の役員、個人事業主として建設業を経営（自営）してきた場合は、その法人、本人の証明で差支えありません。また、この場合、証明者に係る必要な期間の商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）を提示してください。 （注1）この証明書の証明者がその証明を行う期間について建設業許可（登録）を受けていた場合は、許可（登録）番号及び初許可（初登録）年月日を付記してください。（様式第9号実務経験証明書の場合も同じ）ただし、更新申請で、次のすべての要件を満たす場合は、省略できます。 Ⅰ. 申請者と証明者が同一 Ⅱ. 常勤役員等が前回申請時（5年前）と同一 Ⅲ. 許可業種が前回申請時（5年前）と同一 （注2）この証明書の証明者がその証明を行う期間について建設業許可（登録）を受けていなかった場合には、別に市町長（金沢市にあっては町会長又はその期間につき許可（登録）営業実績のある建設業者）による業態（営業）証明書を添付してください。（様式第9号実務経験証明書の場合も同じ。） ⑤「役職名等」の欄・・・現在の役名ではなく経営経験をふんだ時点の役名を記載のこと。例えば「S51.3～S58.3取締役」等です。
	別紙 常勤役員等の略歴書 別紙 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	職歴の欄には現在に至るまでの主な職歴、特に建設業に関する職歴についてはすべて記載し、建設業の経営経験が明らかになる様に具体的に記載してください。また、施行規則第7条第1項ロ（2）に該当する者については、建設業以外の経営経験も具体的に記載してください。

様式 番号	申請書類等	記入上の注意等
第7号の 3	健康保険等の加入 状況	<p>①事業所として健康保険等に加入しているかどうかを確認するもの。 (加入は「1」、適用除外は「2」、一括適用は「3」を記載)</p> <p>②未加入の場合、建設業の許可を受けることができません。</p> <p>③確認書類を提出してください(「別表4-3」参照)。 ※健康保険について、建設国保など建設関係の国民健康保険に加入している場合は「2(適用除外)」を記入してください。</p>
第8号	<p>営業所技術者等証明書</p> <p>資格証明書(技術検 定合格証明書、卒業 証明書、監理技術者 資格者証など)</p>	<p>①許可を受けて建設業を営もうとする営業所には、許可を受けようとする業種につき、一定の資格要件を有する営業所技術者等を専任の者として配置しなければなりません。 (注) 営業所技術者等は同一営業所内で必要な技術者要件を備えていれば、二業種以上の営業技術者等を兼ねることができ、また事業主、経營業務の管理責任者、営業所長等を兼ねることもできます。</p> <p>②営業所技術者等の資格要件を表す法第7条第2号の該当区分イ、ロ、ハの区別、法第15条第2号(特定許可のみ)の該当区分イ、ロ、ハの区別については、「第3 許可を受けるための要件」の「3 営業所技術者等」の項に詳しく記述してありますから参照してください。</p> <p>③法第7条第2号のイに該当する場合は、履修学科の記載された卒業証明書又は卒業証書の写しの添付が必要です。</p> <p>④法第7条第2号のハ、法第15条第2号のイに該当する場合はそれぞれの合格証、免許証の写しを添付してください。</p> <p>⑤営業技術者等が二つ以上の基準に該当している場合は、いずれかの基準に該当する証明があれば他は省略して差支えありません。</p> <p>⑥業種追加の申請等において、すでに証明されている建設工事に加えて、他の業種についても同一人物が営業所技術者等となる場合は、今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて(既に証明済のものも含めて)記載してください。 (注) 一つの営業所に技術者が多数いても、ここに記載する技術者は一業種につき1人だけとしてください。</p> <p>様式第8号営業所技術者等証明書の有資格区分により、必要とされる場合に写を添付してください。R3年度より原本提示は不要とします。</p>
第9号	実務経験証明書	<p>①この証明書は、様式第8号営業所技術者等証明書に記載した技術者で実務経験を要件として許可を受けようとする場合、建設工事の種類ごとに作成すること。同一工事を2以上の工事实務経験に分けて記入することはできません(例えば、1件の工事を土木工事業と、とび・土工工事業に記載するようなこと)。</p> <p>②この証明書が必要な場合及び必要経験年数については、「第3 許可を受けるための要件」の「3 営業所技術者等」の項に詳しく記述してありますから参照してください。</p> <p>③証明者・・・原則として、その証明期間について使用者であった者(勤務先)としますが、技術者が法人の代表者の場合はその法人、個人事業主として建設業を経営(自営)してきた場合はその本人の証明で差</p>

様式 番号	申請書類等	記入上の注意等
		<p>支えありません。</p> <p>(注) この場合、証明者に関して必要とされる措置等について様式第7号常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書④(注1、注2)を参照してください。</p> <p>④職名・・・実務経験の内容の欄に記載された建設工事に関する実務の経験を有したときの職名を記載するものとし、具体的には、〇〇見習、〇〇係長、〇〇課長、事業主等と記載してください。</p> <p>⑤実務経験の内容・・・使用された期間(自営していた場合はその自営していた期間を使用された期間の欄に記載のこと)内において、具体的に建設工事に携わった実務の経験について代表的工事 例「〇〇駅ビル増築工事現場監督」等と具体的に記載してください。</p> <p>⑥実務経験は、10年なら11行以上、3年なら4行以上、1年なら2行以上といったように記載して下さい。</p> <p>⑦許可を受けようとする者以外の第三者の証明である場合、証明の事実確認を行う場合があるため、証明書の余白欄に証明に係る事務担当者の氏名、連絡先(メールアドレス、電話番号)を記載してください。</p>
第10号	指導監督の実務経験証明書	<p>①特定建設業申請の場合であって、かつ、様式第8号営業所技術者等証明書の該当区分が法第15条第2号ロである場合にのみ必要です。</p> <p>②記載については様式第9号実務経験証明書の注意と同じです。ただし、「経験年数」は、そこに記載された請負金額4,500万円以上(S59.10.1前の経験にあつては1,500万円以上の建設工事、S59.10.1以降H6.12.28前の経験にあつては3,000万円以上)でかつ元請である具体的工事について実際に従事してきた期間の合計(工期の合計)を記入し、工期が重なっても重複計算はしません。</p> <p>(注) この証明書に挙げられた具体的工事については、それらに関する請負契約書類を許可申請窓口にて提示して証明していただきます。</p>
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	<p>①「建設業法施行令第3条に規定する使用人」の範囲については様式第6号誓約書の欄を参照してください。</p> <p>②該当する者のない場合は、記入する必要はありません。</p>
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	<p>【個人の場合】・・・申請者本人(法定代理人を含む。)について作成してください。</p> <p>【法人の場合】・・・法人の役員等全員について作成する必要がありますので、特に注意してください。</p>
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	<p>様式第11号に記載した者について作成してください。これに該当する者ですでに様式第12号の調書に記載された者および、常勤役員等の略歴書に記載された者については、作成する必要はありません。</p>
—	登記されていないことの証明書	<p>成年被後見人及び被保佐人に該当しないことの証明調書、略歴を記載した者のうち、法人の場合は、「役員」「令3条の使用人」、個人の場合は、「事業主」「支配人」について添付してください。</p> <p>・調書記載者のうち、「顧問」「相談役」「5/100以上の株主」等については、添付は不要です。県内の取扱窓口は金沢地方法務局(金沢市</p>

様式 番号	申請書類等	記入上の注意等
		<p>新神田4-3-10、TEL:076-292-7810)のみです。その他、東京法務局へ郵送で申請することもできます。なお、発行日は3ヵ月以内のものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年被後見人又は被保佐人に該当する者である場合は、「契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する」旨を記載した医師の診断書を提出してください。なお、発行日は3ヵ月以内のものとします。
—	身分証明書 (外国籍の方は不要)	成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しないことの証明 調書、略歴を記載した者のうち、法人の場合は、「役員」「令3条の使用人」、個人の場合は、「事業主」「支配人」について添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・調書記載者のうち、「顧問」「相談役」「5/100以上の株主」等については、添付は不要です。本籍地の市区町村へ申請してください。なお、発行日は3ヵ月以内のものとします。
第14号 第15号 第16号 第17号 第17号 の2 第17号 の3 第18号 第19号	株主(出資者)調書 貸借対照表 損益計算書 完成工事原価報告書 株主資本等変動計算書 注記表 附属明細表 貸借対照表 損益計算書	<ol style="list-style-type: none"> ①法人または個人が、それぞれの様式に記載してください。 ②勘定科目が建設業法施行規則による独自のものとなっているため、科目分類については十分に理解のうえ作成してください。 ③金額の表示は千円単位とし千円未満の端数を切り捨ててください。なお、勘定科目の各部の合計額は、端数切捨ての内訳科目の金額を合算するのではなく、最初に円単位で作成しておき、各科目と各部合計額の千円未満を切捨てて表示してください(したがって各部の合計額はその内訳科目の金額の合計額と合わない場合があります)。 ④損益計算書の完成工事高・・・様式第3号直前3年の各事業年度における工事施工金額の最近年度の完成工事施工金額と一致します。 (注) なお、建設業以外に兼業売上有る場合は、兼業売上にかかる次の内訳を必ず記載してください(個人の場合、別途欄を設けること)。 兼業事業売上高 兼業事業売上原価 兼業事業総利益(兼業事業総損失) ⑤附属明細表・・・資本金の額が1億円を超える株式会社又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社についてのみ、作成してください。 (注) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。 ⑥完成工事原価報告書・・・損益計算書中の完成工事原価のみの内訳を記載してください。
	定款	事業目的には、許可を受けようとする建設業の内容が確認できる記載が含まれていることが必要です。
	登記事項証明書 (商業登記簿謄本)	申請者が法人の場合に必要です。個人の場合は支配人等の登記がある場合にのみ必要です(商号、所在地、資本金等を過去に変更した場合は、履歴事項全部証明書等が必要となります)。発行日は、3ヵ月以内のものとします。

様式 番号	申請書類等	記入上の注意等
第20号	営業の沿革	創業後の沿革は建設業初許可（初登録）状況、商号、資本金額の変更などできるだけ詳しく記載してください。現在の許可の内容については、必ず記載してください。
第20号 の2	所属建設業者団体	建設業協会等の建設業者で構成している団体に加入しているものについて記載してください。
第20号 の3	主要取引金融機関名	その他の金融機関には農協等を記載してください。
—	納税証明書 (原則、許可申請日 3ヵ月以内)	①直前1年の県の事業税の納税証明書 ②新規に事業を開始しようとする者は、県税事務所（金沢県税事務所、小松県税事務所管内以外は各地区の総合事務所）に対する法人の設立届又は個人事業の開業届出書の写（受付印の押印されたもの）を添付してください。 (注1) 法人の設立届を電子申請された方については、届出書の写しと受付通知の写しを提出してください。 (注2) 個人事業の開業届出書に個人番号が記載されている場合は、黒塗りにして提出してください。
その他	業態(営業)証明書	これは様式第7号常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書、様式第7号の2常勤役員等及び当該常勤等を直接に補佐する者の証明書及び様式第9号実務経験証明書に関連して必要な場合に添付してください。 (注1) 証明者は金沢市を除き、原則として市町長とします。ただし、市町長において証明できない期間がある場合には、当該期間分について、証明期間につき許可(登録)営業実績を有する他の建設業者 または町会長の証明として差し支えありません。 (注2) 金沢市にあつては、証明期間につき許可(登録)営業実績を有する他の建設業者 または 町会長の証明とします。 (注3) 証明者の押印がない場合、証明の事実確認を行う場合があるので、証明に係る事務担当者の氏名、連絡先(メールアドレス、電話番号)を記載してください。
	念書 始末書	これらの書類は特に必要とされる場合に、添付してください。あて名は知事とし、様式は自由です。
	預金残高証明書等	申請時に、自己資本の額が、500万円に満たない場合等に添付してください。預金残高証明書の預金残高日、融資証明書の発行日は、原則として許可申請日前1ヵ月以内のものである必要がありますので、許可の申請は余裕を持って行ってください。 ※個人が新規許可申請を行う場合は、財産的基礎又は金銭的信用を確認するため、原則として預金残高証明書等を添付してください。ただし、所得税の青色申告により貸借対照表を作成していることが確認できる場合は、預金残高証明書等を省略することができます。

5 行政書士による代理申請の取扱について

建設業許可に係る申請等における代理申請の取扱いは次のとおりとしますので留意してください。

なお、行政書士でない者が、他人の依頼を受け、いかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として官公署に提出する書類作成を行うことは法律で禁じられています。（他の法律で定めのある場合を除く。）」

(1) 委任状の提出

①委任状は、各申請・届出毎に作成し、委任状の日付は各申請・届出の日から3ヵ月以内のものとしてください。

②委任の範囲は具体的に記載してください。

③委任状には、行政書士の登録番号（行政書士票の番号）を記載してください。

④委任状は窓口での提示ではなく提出してください。

※委任状について、委任者の押印がない委任状も受け付けます。あわせて、初めて行政書士による代理申請を行う場合の必要書類であった、申請者（委任を行う者）の印鑑証明書の提出は不要とします（R3. 1より）。

(2) 申請者の記載

申請者、届出者の欄は、誓約書や証明書の類を除き、行政書士の記名で可とします。その際、上段に申請者名（法人である場合には法人名及び代表者名）を必ず記載してください。

申請書の申請事務担当者の欄には、当該代理申請を行った行政書士の連絡先を必ず記載してください。各様式における代理人の記名の可否は次のとおりです。

【代理人の記名で可】

- ・建設業許可申請書（様式第1号）の申請者の欄
- ・**営業所技術者等証明書**（新規・変更）（様式第8号）の申請者・届出者の欄
（**営業所技術者等**の交代に伴う削除の場合のみ）
- ・変更届出書（様式第22号の2）の届出者の欄
- ・届出書（様式第22号の3）の届出者の欄
- ・廃業届（様式第22号の4）の届出者の欄

※ただし、行政書士が書類を作成した場合、職印の押印は必要となりますので、ご注意ください。

【行政書士法施行規則第9条（書類等の作成）】

第9条 行政書士は、法令又は依頼の趣旨に反する書類を作成してはならない。 2 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。

【代理人の記名は不可】

- ・誓約書（様式第6号）の申請者の欄
- ・常勤役員等証明書（様式第7号）の証明者及び申請者の欄
- ・常勤役員等略歴書（別紙）の氏名の欄
- ・常勤役員等及び補佐する者証明書（様式第7号の2）の証明者及び申請者の欄
- ・健康保険等の加入状況（様式第7号の3）の申請者・届出者の欄
- ・**営業所技術者等証明書**（新規・変更）（様式第8号）の申請者・届出者の欄
（**営業所技術者等**の交代に伴う削除の場合を除く）
- ・実務経験証明書（様式第9号）の証明者の欄
- ・指導監督的実務経験証明書（様式第10号）の証明者の欄
- ・常勤役員等及び補佐する者経歴書（別紙）の氏名の欄
- ・許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第12号）の氏名の欄

・令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第13号）の氏名の欄

6 申請書の提出部数、手数料、提出場所

申請者は、別表5により許可申請書を作成し、所定の手数料を添えて提出してください。

なお、令和3年度より郵送による提出を可とします。送付方法等の詳細については、「第8 建設業関係事務の郵送受付開始について」で確認してください。

別表5

	石川県知事許可	大臣許可（参考）
提出部数	正本：1通 副本：1通 写：1通	※詳細は提出先にお問い合わせください
手数料の額	(ア) すでに許可のある場合（更新、追加） 石川県証紙：5万円 （提出時に持参してください。） (イ) 新規に許可を受ける場合 石川県証紙：9万円 （提出時に持参してください。） 石川県証紙は各土木総合事務所のほか北國銀行等で販売しています。 上記以外の申請に係る手数料の額については次ページをご覧ください。	
提出場所	管轄土木事務所 南加賀土木総合事務所 小松市白江町リ61-1 TEL：0761-21-3333 石川土木総合事務所 白山市八幡町イ20 TEL：076-272-1188 県央土木総合事務所 金沢市直江南2-1 TEL：076-239-3901 中能登土木総合事務所 七尾市本府中町ソ27-9 TEL：0767-52-5100 奥能登土木総合事務所 輪島市河井町22部1-1 TEL：0768-22-0567	北陸地方整備局建政部計画・建設産業課※ 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 TEL：025-370-6571 ※主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局等へ提出してください。

許可申請手数料の例（石川県知事許可）

申請の区分	申請の内容	手数料の額
1	新規（一般又は特定のみ申請） （一般と特定を同時に申請）	9万円 18万円
2	許可換え新規（一般又は特定のみ申請） （一般と特定を同時に申請）	9万円 18万円
3	般・特新規	9万円
4	業種追加（一般又は特定のみ申請） （一般と特定を同時に申請）	5万円 10万円
5	更新（一般又は特定のみ申請） （一般と特定を同時に申請）	5万円 10万円
6	般・特新規 + 業種追加 （9万円） （5万円）	14万円
7	般・特新規 + 更新 （9万円） （5万円）	14万円
8	業種追加 + 更新 （5万円） （5万円）	10万円
	業種追加 + 更新（一般） + 更新（特定） （5万円） （5万円） （5万円）	15万円
	業種追加（一般） + 業種追加（特定） + 更新（一般） + 更新（特定） （5万円） （5万円） （5万円） （5万円）	20万円
9	般・特新規 + 業種追加 + 更新 （9万円） （5万円） （5万円）	19万円

※石川県知事許可の申請にあたり納入した手数料は還付できません。

※許可証明手数料は、1通あたり380円であり、知事許可業者は所管土木総合事務所で発行します。

許可証明の様式は下記アドレスのものを参考としてください。（証明必要枚数+1枚を提出）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/kyokashinsei/kyokasyoumei.html>

※石川県証紙を貼付する用紙は、各土木総合事務所及び県庁監理課窓口にて配布するもの、又は監理課HP（下記アドレス）に掲載の様式を使用してください。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/kyokashinsei/keishin/documents/nounyu.pdf>

営業所技術者等一覧表

令和●年●月●日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	石川 太郎	土-9、と-9、舗-9 管-7 建-7	13 29 37
七尾営業所	石川 花子	建-7 管-4	38 02

1名で複数の業種を担当する場合は、
有資格区分ごとに行を分けてください。

別紙二(1)営業所一覧表(新規許可等)、
別紙二(2)営業所一覧表(更新)に記載した
営業所の順番で記載してください。

工事

請負代金が税込4,500万円(建築一式は7,000万円)以上の公共性の高い工事は元請・下請を問わず専任の技術者が必要となる。

経費受審予定あり*

(建設工事の種類) 電気 工事 (税込・税抜)

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所に印を記す) 主任技術者 監理技術者		整合性の確認 ・法面処理	着工年月
完成工事							千円		
石川県	元請		〇〇病院 電気設備工事	石川県かほく市	石川 一郎		60,000 (50,000)		
社会福祉法人〇〇	元請		〇〇老人ホーム 電気設備工事	石川県金沢市	石川 一郎		50,000千円		
金沢市	元請		〇〇小学校 電気設備工事	石川県金沢市	石川 次郎		30,000千円		令和〇〇年××月 令和〇〇年××月
津幡町	元請		〇〇小学校 電気設備工事	石川県津幡町			30,000千円		令和〇〇年××月 令和〇〇年××月
〇〇(株)	下請		〇〇工場改修工事(電気)	石川県金沢市			45,000千円		令和〇〇年××月 令和〇〇年××月
(株)〇〇	下請		〇〇工場改修工事(電気)	石川県金沢市			35,000千円		令和〇〇年××月 令和〇〇年××月
(株)□□	下請		〇〇ビル改修工事(電気)	石川県金沢市			10,000千円		令和〇〇年××月 令和〇〇年××月
(株)□□	元請		〇〇小学校 電気設備工事	石川県金沢市	金沢 二郎		8,000千円		令和〇〇年××月 令和〇〇年××月
(株)△△	下請		〇〇病院 電気設備工事	石川県金沢市	金沢 二郎		5,000千円		令和〇〇年××月 令和〇〇年××月
(株)△△	下請		B邸改修工事(電気)	石川県金沢市	石川 三郎				令和〇〇年××月 令和〇〇年××月
「注文者」及び「工事名」の欄の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意する。					最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載する。				
					ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載する。		「小計」・「合計」のうち元請工事に係る請負代金の額の合計を記載する。		
小計		10件	286,000千円	うち、元請工事		178,000千円			
合計		25件	428,000千円	うち、元請工事		268,000千円			

記載要領

- この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未完成工事」という。）を記載すること。記載を要する完成工事及び未完成工事の範囲については、以下のとおりである。
 - 経営規模等評価の申請を行う者の場合
 - 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - さらに、それに続けて、主な未完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
 - 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
 - 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書きで付記すること。
- 「請負代金の額」のうち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

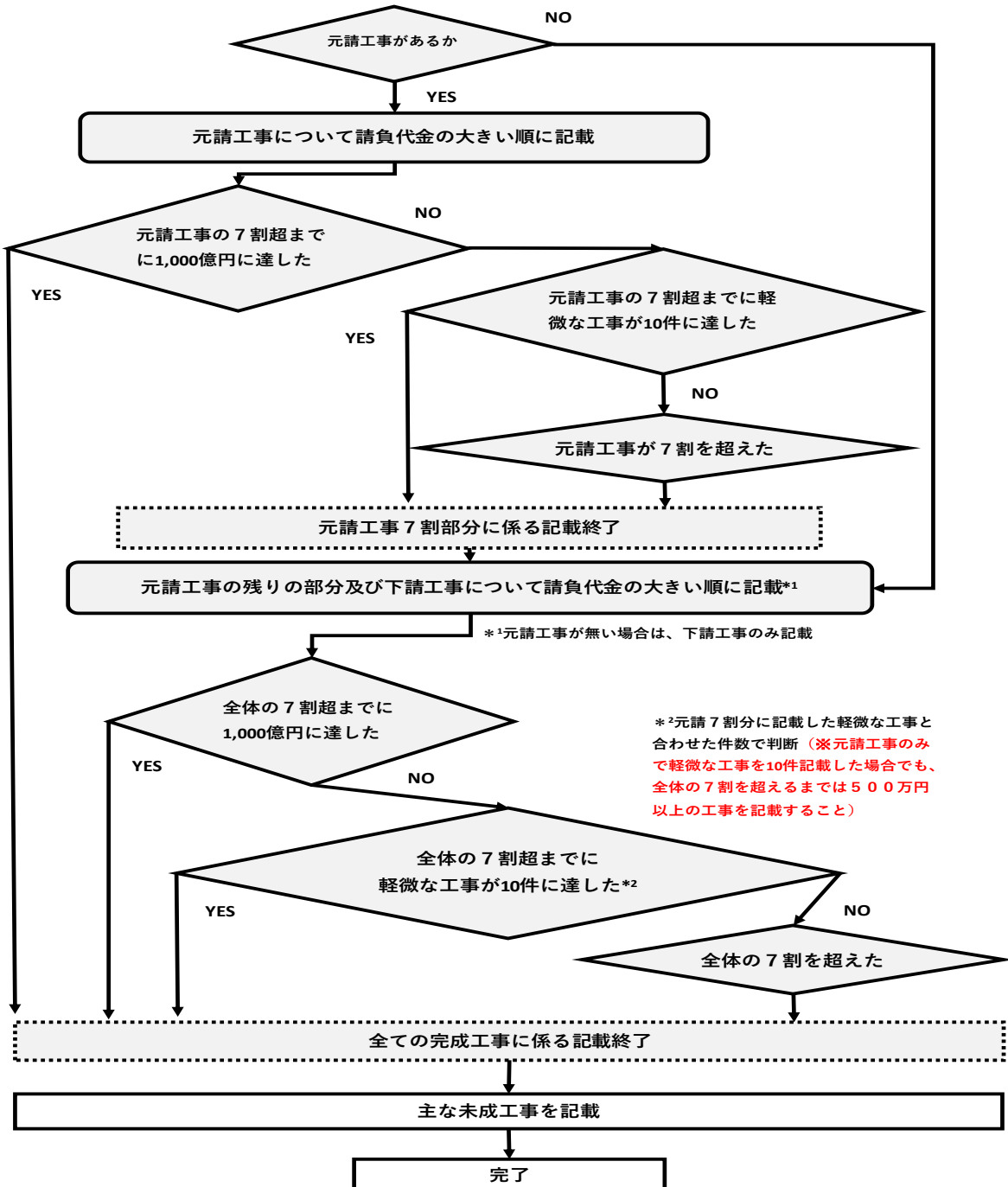
(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

経営規模等評価の申請を行う者の場合

工事経歴書（第2号様式）の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない
 ※①②を記載したうえで、すべての完成工事のうち完成工事高の大きい工事上位3件の記載がされていない場合は、それらの工事も記載すること。



経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の合計額のおおむね5割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること。ただし、10件を超えて記載することを要しない。

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、届出をします。

令和●年●月●日

—地方整備局長
—北海道開発局長
石川県 知事 殿

法人にあってはその役員を、個人にあっては
はその事業主を含め全ての従業員数
(建設業以外に従事する者を含む。)

申請者 金沢市鞍月1-1
届出者 (株)石川土木
代表取締役 石川 一郎

許可年月日 許可番号 国土交通大臣 許可(一般) 3) 第123456号 令和 4年 4月 1日

(営業所毎の保険加入の有無)

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本社	18人 (2人)	1	1	1	〇〇〇	〇〇〇
七尾支店	9人 (0人)	3	3	3	〇〇〇〇〇〇〇〇	
	(人)					
	(人)					
	(人)					
合計	(人)					

営業所一覧表に記載した順に記入

加入は1、適用除外は2、本店一括の場合は3を記入

上記人数のうち役員又は個人事業主
(同居親族である従業員を含む。)
の人数をカッコ内に記入

- 健康保険・厚生年金保険：事業所整理記号及び事業所番号を記入
 - ※協会のけんぽの場合で、健康保険と厚生年金保険に共に入っているときは、「健康保険」、「厚生年金保険」の欄に同一の記号・番号を記入することになります。
 - ※健康保険組合に加入している場合は、「健康保険」の欄には組合名を記入
- 雇用保険：雇用保険の労働保険番号（14桁）を記入
 - ※「労災保険の労働保険番号」や「事業所番号」と間違えないようご注意ください。

00003

営業所技術者等証明書 (新規・変更)

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

令和 年 月 日

金沢市鞍月1-1 (株)石川土木

申請者 届出者 代表取締役 石川 一郎

石川県知事 殿

区分 項番 6 1 1 (1. 新規許可等 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更)

大臣 知事 コード

許可番号 6 2 3 国土交通大臣 許可 (一般 特) 第 5 10 号 令和 11 13 15 日

記

氏名	項番 フリガナ (フリガナ) イシカワ タロウ 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
氏名	6 3 イシカワ 石川 太郎 生年月日 S 5 5 年 1 0 月 2 3 日
今後担当する建設工事の種類	6 4 9 7 9 7 9
現在担当している建設工事の種類	
有資格区分	6 5 1 3 2 9 3 7
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)
営業所技術者等の住所	金沢市直江南2-1 本店
氏名	項番 フリガナ (フリガナ) イシカワ ハナコ 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
氏名	6 3 イシカワ 石川 花子 生年月日 S 6 1 年 0 5 月 1 5 日
今後担当する建設工事の種類	6 4 7 4
現在担当している建設工事の種類	
有資格区分	6 5 0 2 3 8
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)
営業所技術者等の住所	羽咋市石野町へ31 七尾営業所
氏名	項番 フリガナ (フリガナ) 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
氏名	6 3 生年月日 年 月 日
今後担当する建設工事の種類	6 4
現在担当している建設工事の種類	
有資格区分	6 5
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)
営業所技術者等の住所	営業所の名称 (新所属)

「今後担当する建設工事の種類」、「有資格区分」には、営業所技術者等として担当する業種、担当する業種に関する資格コードを記入する(別表3参照)。

実務経験証明書

下記の者は、**管** 工事にし、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 ● 年 ● 月 ● 日

初許可 石川県知事許可（般-〇〇）第〇〇〇〇号 平成〇年〇月〇日（管）
 現在許可 石川県知事許可（般-〇〇）第〇〇〇〇号 令和〇年〇月〇日（管）

総務部 石川 次郎
 電話番号：XXX-XXX-XXXX

初許可と現在許可の内容を記載。 建設業の許可を受けていない者が証明者となる場合は、「業態（営業）証明書添付」と記載し、証明書を添付する。	許可を受けようとする者以外の第三者による証明であって、押印がない場合には、県においてその内容の事実確認を行うことがありますので、証明書の余白欄に証明に係る事務担当者の氏名、連絡先の記載をお願いします。 金沢市鞍月1-1 （株）石川管工 代表取締役 石川 太郎
被証明者との関係 社員	

技術者の氏名	石川 三郎	生年月日	昭和23年1月1日 <th>使用された期間</th> <td>平成5年4月から 平成27年4月まで</td>	使用された期間	平成5年4月から 平成27年4月まで
使用者の商号又は名称	(株)石川管工				
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
(記載例)	1年に1件以上、対象業種がわかる工事の名称、施工期間を具体的に記載			平成9年4月から平成9年6月まで	
工事主任	〇〇店冷暖房設備工事				平成10年7月から平成10年10月まで
工事主任	〇〇邸新築工事の給排水設備工事				平成11年9月から平成11年12月まで
工事主任	〇〇工場配管工事				平成12年2月から平成12年7月まで
工事主任	〇〇アパート給排水設備工事				平成13年9月から平成13年11月まで
工事主任	△△店冷暖房設備工	※注意事項※ 実務経験年数については実年数を確認しており、切り上げはできません。期間が不足することがないよう、必要年数よりも長い期間記載して下さい。			平成14年9月から平成14年12月まで
工事主任	△△邸新築工事の給				平成15年4月から平成15年6月まで
工事主任	△△工場配管工事				平成16年7月から平成16年10月まで
工事主任	△△アパート給排水設備工事				平成17年9月から平成17年12月まで
工事主任	□□店冷暖房設備工事				平成18年5月から平成18年6月まで
工事主任	□	※期間の考え方※ 記載した工事の最初と最後の期間で数えます。 今回の例：平成9年4月から平成20年11月までの満11年7月			平成19年5月から平成19年6月まで
工事主任	□				平成20年9月から平成20年11月まで
使 で 記	【注意事項：電気工事業・消防施設工事業に係る実務経験の取扱い】 電気工事業及び消防施設工事業に係る実務経験については、電気工事士法並びに消防法等の関係法令において、一定の工事に直接従事するためには、電気工事士免状又は消防設備士免状等の取得が義務付けられている。このため、これらの免状を保有しない者が、法令により資格者でなければ従事できない工事に直接携わった期間については、原則として実務経験として認められないので、証明に当たっては十分留意すること。				年 月から 年 月まで
					年 月から 年 月まで
					年 月から 年 月まで
【注意事項：解体工事に係る実務経験の取扱い】 解体工事に係る実務経験については、建設業法及び関係法令に基づき、適法に解体工事を施工することが認められる者の下での従事であることが前提となる。このため、建設業法に基づく解体工事業、土木工事業若しくは建築工事業の許可を受けた者又は登録解体工事業者以外の者の下で従事した期間については、原則として実務経験として認められないので、証明に当たっては十分留意すること。				合計 満11年7月	

- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

第5 許可通知書の交付と許可後の手続き

1 許可通知書について

申請書の受理後、許可要件の有無等について審査が行われ、法に基づく許可要件に適合すると認められるときは、申請者に対して許可通知書が交付されます。副本は少なくとも5年間保管しておいてください。

許可通知書

(用紙A4)

		第	号
		令和	年 月 日
殿			
石川 県 知 事			
印			
一般 特定 建設業の許可について (通知)			
令和	年	月	日
付付けで申請のあった 一般 特定 建設業については、建設業法第3条第1項の規 定により、下記のとおり許可したので通知する。			
記			
許 可 番 号	石川 県 知 事	許 可 (-) 第	号
許 可 の 有 効 期 間	令和	年	月 日 ^{*1} から令和
建 設 業 の 種 類	〇〇工事業	△△工事業	日まで
注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限: 令和			
年 月 日 ^{*2} (この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)			

*1 許可年月日はこの日付です。

*2 許可の有効期間は、許可年月日から5年間です。更新申請の書類の提出期限にご注意ください。

なお、業種の追加と許可の更新を同時に申請する場合は、許可期限の2ヵ月前までに申請書を提出して下さい。

2 変更等の届出

許可を受けたあと、「別表6-1」に掲げる届出事項に該当するに至った場合には、同表及び「別表6-2」に掲げる区分に従って必要な書類を添付した変更届出書を提出しなければなりません。

特に、決算報告については、毎年必ず決算終了後4ヶ月以内に提出してください。

(注) 期日の到来している決算報告の届出がされていない場合は、更新申請、般特新規申請、業種追加申請はできません。

別表 6 - 2

建設業許可後の届出に必要な書類（提出が必要な確認資料）

各申請区分に応じて、必要となる資料が異なりますので以下をご参照ください。

本表では、確認資料のうち提出する必要があるものについて記載しています。 以下では一般的な「確認資料」を例示していますが、これだけでは事実確認が十分でないと思われる場合には、必要に応じ、別の資料の提出をお願いする場合があります。 ◎：必須提出 ○：該当する場合		申請等の区分				
		常勤役員等 交代	営業所技術者等証明書(新規・変更)	変更届出書(営業所所在地の変更)	変更届出書(営業所新設)	変更届出書(営業所の業種の追加)
届出に提出が必要となる書類(確認資料)	従たる営業所について	<p>営業所の写真（下記記載のもの全て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所の看板を含め建物の全景を撮影したもの ・執務室内を撮影したもの ・周辺状況を含め標識（法第40条）の設置場所が確認できるように撮影したもの <p>→記載内容が判読できるように撮影してください。 →写真は1か月以内に撮影したカラーのもので、撮影日も記載してください。</p> <p>(注) 般・特新規、業種追加及び変更届において、従前の営業所に変更がない場合は提出不要</p>		○注	◎	
	常勤役員等について	<p>原則：以下のいずれか1点（事業所名称・氏名・生年月日が確認できるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 住民税特別徴収税額決定通知書（徴収義務者用） 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 厚生年金保険 70 歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ 資格確認書 監理技術者資格者証 健康保険組合等による資格証明書 直近決算の確定申告書の写し（個人事業主） 	◎			
	営業所技術者等について	<p>例外：以下のいずれか1点（後期高齢者等、上記書類が提出できない場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃金台帳（3か月程度） 出勤簿（3か月程度） 雇用証明書 <p>※対象者が出向社員の場合は、「出向元での健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等」と「出向協定書の写」を併せて添付してください。 ※個人番号等が記載されている場合は、必ず黒塗りのうえ添付してください。</p>		◎	◎	◎

変更届出書（様式第22号の2（第8条、第9条関係））記載例

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の新設、令3条使用人と 営業所技術者等 が同一の場合を想定				
営業所の新設	—	A営業所	R2.8.4	
建設業法施行令第3条に規定使用人	—	●● ◆◆	R2.8.4	A営業所
営業所技術者等	—	●● ◆◆	R2.8.4	A営業所
営業所の廃止、令3条使用人と 営業所技術者等 が同一の場合を想定				
営業所の廃止	B営業所	—	R2.7.3	
建設業法施行令第3条に規定使用人	●● ▲▲	—	R2.7.3	B営業所
営業所技術者等	●● ▲▲	—	R2.7.3	B営業所
常勤役員等が退任し、新たにこれまで取締役ではなかった者が常勤役員等に就任				
役員等の氏名	●● ■■	■■ ●●	R2.7.1	
常勤役員等が退任し、これまで取締役だった者が新たに常勤役員等に就任、また別に新たに役員でなかった者が取締役に就任				
役員等の氏名	●● ■■	—	R2.7.1	取締役・常勤役員等離任
役員等の氏名（常勤役員等の変更）	●● ××	×× ●●	R2.7.1	常勤役員等就任
役員等の氏名	—	○○ ▲▲	R2.7.1	取締役就任
常勤役員等が常勤役員等のみ離任し、これまで取締役であった者が常勤役員等に就任				
役員等の氏名（常勤役員等の変更）	●● ▲▲	●● ▲▲	R2.7.1	常勤役員等就任
役員等の氏名（常勤役員等の変更）	●● ■■	●● ■■	R2.7.1	常勤役員等離任
C営業所の業種を追加し、 営業所技術者等 の担当業種、有資格区分の変更				
営業所の業種追加	土木工事業 —	土木工事業 造園工事業	R2.8.4	C営業所
営業所技術者等	●● ■■(土)	●● ■■ (土)(園)	R2.8.4	C営業所
D営業所の業種を廃業し、D営業所の 営業所技術者等 がE営業所の 営業所技術者等 になった場合を想定				
営業所の業種廃止	建築工事業 造園工事業	建築工事業 —	R2.7.3	D営業所
営業所技術者等	●● ××(園) ●● ■■(園)	— ●● ××(園)	R2.7.3	D営業所 E営業所

4 標識の設置

建設業の許可を受けた者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、次に示す標識を掲げなければなりません（法第40条）。

様式第二十八号（第二十五条関係）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

↑ 35cm 以上 ↓	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
			国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
			国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
	この店舗で営業している建設業			
← 40cm 以上 →				

記載要領

「国土交通大臣知事」については、不要なものを消すこと。

様式第二十九号（第二十五条関係）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

↑ 25cm 以上 ↓	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名		専任の有無	
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号		国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
	許可年月日			
← 35cm 以上 →				

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣知事」については、不要なものを消すこと。

「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項

「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものです。この証明書は、平成12年4月1日以降に登記されていないことを証明するものであり、同年3月31日までに禁治産宣告・準禁治産宣告を受けているかどうかを証明するものは、従来どおり本籍地の市区町村が発行する身分証明書または戸籍謄抄本になります。

1 証明書の交付申請手続

○ 窓口請求の場合

表面の申請書に所要事項を記入、**収入印紙**（注1）（1通 ⇒ 300円）を貼付。

⇒ 申請書と下記2(1)の添付書類及び本人確認書類を直接窓口へ提出。

* 東京法務局民事行政部後見登録課、各法務局及び地方法務局の戸籍課で取り扱っています。
（支局・出張所では取り扱っていません。）

○ 郵送請求の場合

表面の申請書に所要事項を記入、**収入印紙**（注1）（1通 ⇒ 300円）を貼付。

⇒ 申請書に下記2(1)の添付書類及び本人確認書類と返信用封筒（あて名を明記、切手を貼付したもの）を同封し、次のあて先へ送付。（注2）

* なお、郵送請求は東京法務局民事行政部後見登録課のみ取り扱っています。

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局 民事行政部 後見登録課 TEL 03-5213-1360（ダイヤルイン）、03-5213-1234（代表）

2 表面に記載した以外の申請書の記入上の注意事項等

(1) 「添付書類」欄及び本人確認書類（次の場合に依りて添付書類の提出及び本人確認書類の提示またはコピーの送付をお願いいたします。）

○ 証明を受ける方本人が請求する場合 ⇒ 本人確認書類（注3）

○ 証明を受ける方の配偶者または四親等内の親族が請求する場合

① 証明を受ける方との関係を証する発行から3か月以内の戸籍謄抄本または住民票等（注4）

② 本人確認書類（請求される方のもの）（注3）

○ 代理人が請求する場合

① 本人確認書類（代理人のもの）（注3）

② 証明を受ける方本人、その配偶者または四親等内の親族からの委任状の添付が必要。

③ 本人の配偶者または四親等内の親族から委任された場合は、前記委任状に加え、証明を受ける方本人と委任者との関係を証する発行から3か月以内の戸籍謄抄本または住民票等（注4）も併せて必要。

④ 代理人（受任者）が法人の場合は、上記添付書類に加え、代表者の資格を証する書面として法人の登記事項証明書または代表者の資格証明書（いずれも発行から3か月以内）も併せて必要。

※ 添付書類欄の「添付を省略」にチェックの上、商号・本店等または会社法人等番号を記載することで、代表者の資格を証する法人の登記事項証明書等の添付を省略することができます。

※ 戸籍謄抄本または住民票等の添付書類は、原本を添付してください（郵送請求の場合の本人確認書類を除く）。なお、戸籍謄抄本または住民票等の還付（返却）を希望される場合は、還付のための手続が必要です。

(2) 「証明事項」欄

証明事項の選択については、証明書の提出先の官公庁等に確認してください。

(3) 「証明を受ける方」欄

外国人の場合は、①氏名欄は本国名を、④本籍欄は国籍欄にチェックをし国籍のみを、それぞれ記入してください。

注1 1通につき300円分の収入印紙を、申請書ごと（証明を受ける方ごと）に必要な通数分、所定の箇所に貼ってください。収入印紙は、郵便局、法務局・地方法務局及びその支局・出張所で印紙売場が設置されているところなどで入手できます。

注2 郵送請求の場合は、1週間程度要します。なお、請求が集中する時期は更に相当日数を要する場合がありますので、できるだけ余裕をもって請求してください。

注3 窓口請求の場合は、請求される方（親族が請求する場合はその親族、代理請求の場合は代理人）の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等）を窓口で提示していただきますようお願いいたします。また、郵送請求の場合は、本人確認書類のコピーを同封していただきますようお願いいたします。

注4 除籍謄抄本または改製原戸籍の謄抄本を添付する場合は、発行後3か月以内のものでなくとも構いません。

ご不明な点は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

また、詳しくは東京法務局ホームページをご利用ください。

- ※1 ○ 証明を受ける方の配偶者又は四親等内の親族の方が請求する場合、証明を受ける方との関係を証する発行後3か月以内の戸籍謄抄本が必要となりますが、除籍謄抄本又は改製原戸籍の謄抄本が必要となる場合には、発行後3か月以内のものには限りません。
- 証明を受ける方本人の配偶者又は四親等内の親族から委任された代理人が請求する場合も同様です。
- 未成年後見人が請求する場合、発行後3か月以内の戸籍の謄抄本が必要となりますが、未成年後見に係る事項のみが記載されている戸籍の一部記載事項証明書（抄本）を添付することで足りります。

- ※2 代表者の資格を証する法人の登記事項証明書の添付を省略することができます。その場合、代理人氏名欄に会社法人等番号を記入の上、添付書類欄の「添付を省略」にチェックをお願いいたします。

ただし、当該法人について、商業・法人登記が申請され、登記の完了前であるなど、登記官がシステム上で当該法人の登記情報を確認できない場合は、添付を省略することができませんので、商業・法人登記申請の有無をあらかじめ確認願います。

第6 許可を受けた地位の承継について

1 概要

事業譲渡等（譲渡及び譲受け（※）・合併・分割）の場合、事前に関係者全員の連署により申請を行い、認可を受けることで、事業譲渡等の日に承継元の有している建設業の許可を承継先が承継できます。また、相続の場合、相続人が被相続人（許可を受けている個人）の営んでいた建設業を引き続き営むときは、死亡後30日以内に申請を行い、認可を受けることで被相続人の有していた許可を相続人が承継できます。

※個人が親族等の後継者に事業譲渡する場合（いわゆる代替わり）、個人が設立した法人で引き続き事業を営む場合（いわゆる法人成り）を含みます。ただし、譲渡契約書がない等、必要書類が揃わない場合には申請できません。

2 注意事項

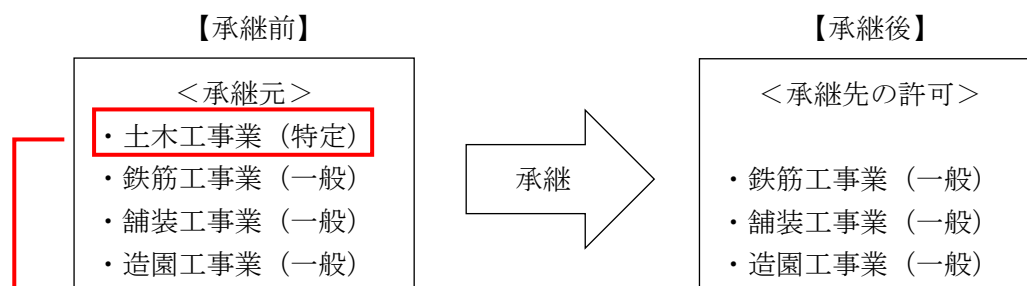
(1) 承継する許可

この手続きでは、承継元が有している建設業の許可を全て承継することになります（承継する業種を選択することはできません）。

以下のケースでは、認可申請前に廃業手続が必要となるためご注意ください。

(a) 承継先が許可要件を満たせない場合や承継を希望しない業種がある場合

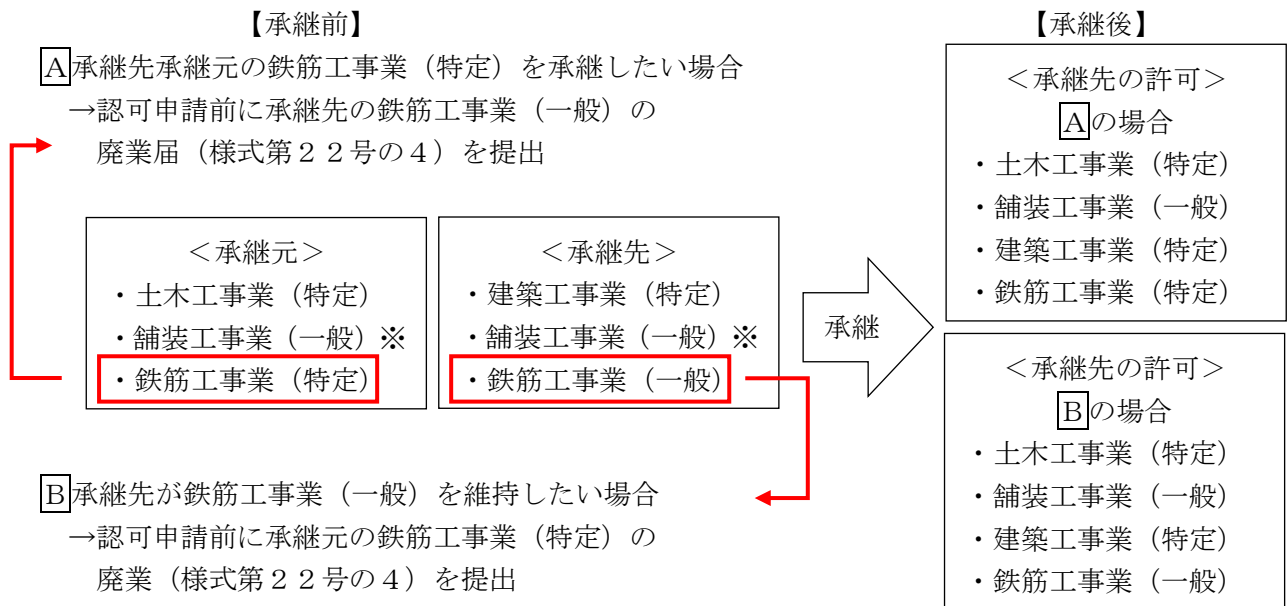
→あらかじめ承継元において当該業種を廃業する必要があります。



土木工事業（特定）の承継を希望しない場合や承継先が許可要件を満たせない場合は、認可申請前に土木工事業（特定）の廃業届（様式第22号の4）の提出が必要。

(b) 承継元及び承継先が同一業種の許可を受けており、一般建設業と特定建設業の許可区分が異なる場合

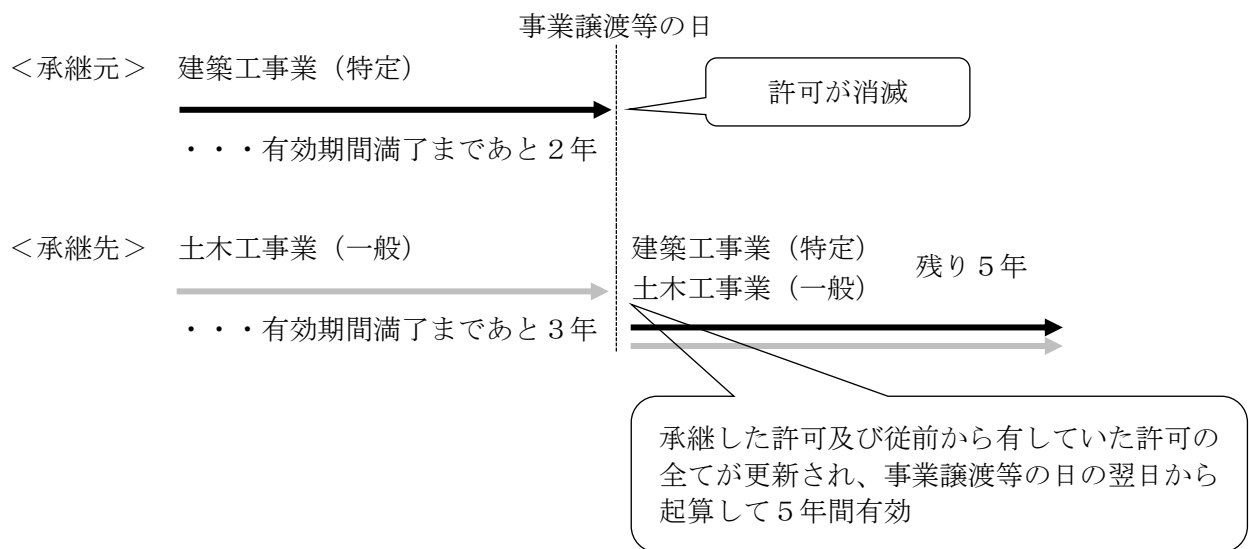
→承継元又は承継先において、当該業種の許可を廃業する必要があります。



※舗装工事業（一般）のように、承継元及び承継先が同一業種の許可を有していても、一般・特定の許可区分が同じである場合は、事前の廃業手続は不要です。

(2) 許可の有効期間

承継前に承継元及び承継先が受けていた許可の有効期間の残存期間にかかわらず、事業譲渡等の日に承継する許可及び承継先が受けていた許可の両方が全て更新されます。



(3) 承継先の許可番号

原則、承継元の許可番号となります。

ただし、承継先が従前から石川県知事許可を受けている場合は、承継後、承継元又は承継先いずれの許可番号を使用するかを選択できます。引き続き使用する許可番号を認可申請書に記載してください。

(4) 承継の対象

この承継手続では、承継先は承継元の「建設業者としての地位を承継する」こととなります。

具体的には、法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継先は承継元と同じ地位に立つことをいいます。

このため、承継先は、承継元の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなります。

一方、法第45条から第55条までに規定される罰則については、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った承継元そのものに対して刑罰を科すものですので、当該刑罰については、承継されません。

3 認可申請の手続き

(1) 申請先

承継元が石川県知事許可業者であって、かつ、承継先が①②のいずれかの場合は、石川県が申請窓口となります。

①石川県知事許可を受けている場合

②どこからも建設業の許可を受けていない場合（承継先が合併、分割により新設される法人である場合を含む。）

①②以外は、国土交通省地方整備局又は他の都道府県許可部局が認可しますので、各申請窓口にお問い合わせください。

詳細は、以下を御確認ください。

		承継元			
		大臣 許可	知事許可		
			石川県	石川県以外	
承継先	大臣許可	大臣	大臣	大臣	
	知事許可	石川県	大臣	石川県	大臣
		石川県外	大臣	大臣	大臣（※）
	許可なし	大臣	石川県	当該都道府県	

※承継元及び承継先の全てが同一の都道府県知事許可である場合は、当該都道府県知事

石川県が申請先となる場合、承継先の主たる営業所所在地を管轄する石川県の各土木事務所に申請してください。

例) 石川土木事務所管内業者の許可を、主たる営業所所在地が県央土木事務所管内の者に承継させる場合、県央土木事務所に認可申請書類を提出。

(2) 手数料

手数料は不要です。

(3) 提出期限

石川県が申請窓口となる場合、事業譲渡等（譲渡及び譲受け・合併・分割）の認可申請については、事業承継等の日の3ヶ月前から30日前までに申請してください。

また、相続の認可申請については、被相続人の死亡後30日以内に申請をしてください。

なお、この提出期限を経過した場合、認可申請は受け付けられません。この場合、承継元又は被相続人に係る廃業日を記入した廃業届（様式第22号の4）を提出の上、承継先又は相続人が新規・業種追加等により許可を受ける必要があります（許可の空白期間が生じますので御注意ください）。

4 必要部数

石川県知事許可を申請する場合の申請書の部数は、3部【正本（1部）＋副本（1部）＋写（1部）】です。

5 必要書類一覧

必要な書類は次頁のとおりです。申請書等の法定書類以外にも、申請内容を確認するための書類が必要です。申請区分と法人・個人の別に沿って必要書類を揃えてください。なお、必要に応じて次頁の表に記載のある資料以外の書類の提示・提出を求めることがあります。

譲渡及び譲受け・合併・分割の認可申請に必要な様式等一覧表

「○」：提出必要（該当のない場合も添付）

「×」：提出不要

「□」：既に承継元又は承継先で営業所技術者等となっており、承継後の担当業種や資格区分に変更がない場合は省略可能なもの

承継先が建設業者（＝建設業の許可を受けている者）である場合に、
 「▲」：決算報告書等の提出すべき変更届が提出済みであれば省略可能なもの
 「△」：既に提出している書類から変更がなければ省略可能なもの
 「▼」：場合によって必要なもの
 「▽」：既に許可を有している業種については作成不要なもの

「※」：承継先の法人が、合併や新設分割により新たに設立される法人であるときは作成不要なもの。
 ただし、承継後、一定期間内に提出が必要な様式（別紙参照）がありますので、ご注意ください。

様式番号	書類の名称	申請の区分				備考及び確認資料
		譲渡及び譲受け先が		合併	分割	
		法人	個人			
－	表紙	○	○	○	○	
第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書	○	○	×	×	
第22号の5	合併認可申請書	×	×	○	×	
第22号の8	分割認可申請書	×	×	×	○	
別紙1	役員等の一覧表	○	×	○	○	
別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)	○	○	○	○	
別紙4	営業所技術者等一覧表	○	○	○	○	
第2号	工事経歴書	▽	▽	▽	▽	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	
第4号	使用人数	○	○	○	○	
第6号	誓約書	○	○	○	○	
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	A	○(A、Bのいずれか)	○	○	経営経験を確認できる書類 常勤性を確認できる書類
別紙	常勤役員等の略歴書					
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書					
別紙1	常勤役員等の略歴書					
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書					
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	承継日から2週間以内に提出 加入状況を確認できる書類
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	○	○	○	○	常勤性を確認できる書類
－	資格証明書(技術検定合格証明書、卒業証明書、監理技術者資格者証など)	□	□	□	□	
第9号	実務経験証明書	□	□	□	□	
第10号	指導監督の実務経験証明書	□	□	□	□	契約書等
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	
－	登記されていないことの証明書	○	○	○	○	別途綴り提出
－	身分証明書	○	○	○	○	
－	定款	△	×	△	△	
第14号	株主(出資者)調書	△	×	△	△	
第15号	貸借対照表	▲	×	▲※	▲※	申請時直前の決算期の財務諸表により、許可要件(財産的基礎又は金銭的信用)を確認
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	▲	×	▲※	▲※	
第17号	株主資本等変動計算書	▲	×	▲※	▲※	
第17号の2	注記表	▲	×	▲※	▲※	
第17号の3	附属明細表	▲	×	▲※	▲※	
第18号	貸借対照表	×	▲	×	×	
第19号	損益計算書	×	▲	×	×	
－	登記事項証明書(商業登記簿謄本)	△	×	△※	△※	
第20号	営業の沿革	○	○	○※	○※	
第20号の2	所属建設業者団体	△	△	△※	△※	
－	納税証明書(納付すべき額及び納付済額)	▲	▲	▲※	▲※	別途綴り提出
第20号の3	主要取引金融機関名	△	△	△	△	
第22号の6	誓約書	○	○	○	○	
－	業態(営業)証明書	▼	▼	▼	▼	
－	預金残高証明書・融資証明書	▼	▼	▼	▼	

〈注1〉 次頁以降の【その他提出書類】、【認可後に提出・提示が必要な書類】も事前に確認してください。

〈注2〉 承継先が合併・分割により設立される法人である場合や事業譲渡等の日までは承継元に在籍している等の理由により、必要書類を認可申請時に提示できない場合は承継後に提出してください。

〈注3〉 提出書類について、必要な場合には上記や次頁以降のほかにも求めることがありますので、その指示に従ってください。

譲渡及び譲受け・合併・分割の認可申請に必要な様式等一覧表

【その他提出書類】

様式番号	書類の名称	申請の区分				備考及び確認資料
		譲渡及び譲受け先が		合併	分割	
		法人	個人			
	譲渡及び譲渡受けに関する契約書(写)	○	○	×	×	・株主総会の承認を受けたもの(不要な場合を除く)が必要。 ・法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書が必要。
	合併契約書(写)及び合併比率説明書	×	×	○	×	株主総会の承認を受けたもの(不要な場合を除く)が必要。
	分割契約書(新設分割の場合においては、新設分割計画書)(写)及び分割比率説明書	×	×	×	○	株主総会の承認を受けたもの(不要な場合を除く)が必要。
	合併又は分割の方法及び条件が記載された書類	×	×	○	○	・合併の場合、新設合併又は吸収合併の別及び合併の条件(合併契約書のとおりである場合はその旨)が記載されたもの。 ・分割の場合、吸収分割または新設分割の別及び分割の条件が記載されたもの。
	次のうち、いずれかの書類 ①株主総会又は社員総会の決議録(写) ②無限責任社員又は総社員の同意書(写) ③意志の決定を証する書類(写)	○	×	○	○	・譲渡の場合、譲渡人又は譲受人が法人の場合に必要 ・①②については、被承継人(被承継人が複数である場合は、全ての被承継人)及び承継人それぞれについて提出が必要。 ・簡易組織再編行為に該当し、株主総会の承認が不要である場合にあっては、事業承継に関する③の書類を提出すること。

6 認可後に提出・提示が必要な書類

認可後、許可を承継した承継人は、以下の書類を提出する必要があります。

期間内に提出を行わなかった場合、許可基準を満たさないこととなり、許可の取消し事由に該当しますのでご注意ください。

提出が必要な者	提出期限	様式番号	書類の名称	備考
<ul style="list-style-type: none"> 譲渡により許可を承継した者 合併により許可を承継した法人（合併により新設された法人を除く）。 分割により許可を承継した法人（新設分割により設立された法人を除く）。 	承継の日から2週間以内	第7号の3	健康保険等の加入状況	加入状況の確認書類が必要です。 (※)保険の加入手続きに時間を要する等により、確認書類の期限内提出が困難な場合にはご相談ください。
<ul style="list-style-type: none"> 合併により新設され、許可を承継した法人 新設分割により設立され、許可を承継した法人 	承継の日から30日以内	登記事項証明書		発行後3ヵ月以内のもの
		第20号	営業の沿革	
		第20号の2	所属建設業団体	該当無しの場合も提出が必要

提出が必要な者	提出期限	内容	提出書類
承継先が合併・分割により設立される法人である場合や事業譲渡等の日までは承継元に在籍している等の理由により、認可申請時に提示できない者	承継の日から2週間以内	常勤性の確認 ・常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者(様式第7号又は第7号の2で証明した者) ・ 営業所技術者等	確認書類が必要です。

また、認可申請時点において、事業承継直後の時点における財務諸表の提出が困難な場合には、事業承継後に提出を求め、認可の基準を満たしているかどうかの確認を行います。

承継予定日以降の事業年度終了届（決算報告）について

承継者は、被承継者の建設業許可業者としての地位を承継することから、被承継者の決算報告を提出する義務を負います。承継日時点で、被承継者の未提出の決算報告がある場合は、承継者はこれを作成し提出してください。

相続の認可申請に必要な様式等一覧表

「○」：提出必要（該当のない場合も添付）

承継先が建設業者（＝建設業の許可を受けている者）である場合に、

「●」は決算報告書等の提出すべき変更届が提出済みであれば省略可能なもの

「△」は既に提出している書類から変更がなければ省略可能なもの

「▼」は場合によっては必要なもの

「□」は被相続人が生前に有していた許可において申請人が営業所技術者等となっており、資格要件に変更がない場合は省略可能なもの

※場合により、認可後、一定期間内に提出が必要な様式がありますので、ご注意ください。

様式番号	書類の名称	提出の要否	備考及び確認資料	
-	表紙	○		
第22号の10	相続認可申請書	○		
別紙1	営業所一覧表	○		
別紙2	営業所技術者等一覧表	○		
第2号	工事経歴書	●		
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	●		
第4号	使用人数	○		
第6号	誓約書	○		
第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	○ （A、Bのいずれか）	経営経験を確認できる書類 常勤性を確認できる書類※1	
別紙	常勤役員等の略歴書			A
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書			B
別紙1	常勤役員等の略歴書			
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書			
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	承継日から2週間以内に提出	
第8号	営業所技術者等証明書（新規・変更）	○	常勤性を確認できる書類	
-	資格証明書（技術検定合格証明書、卒業証明書、監理技術者資格者証など）	□		
第9号	実務経験証明書	□		
第10号	指導監督の実務経験証明書	□	契約書等	
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○		
第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書	○		
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○		
-	登記されていないことの証明書	○	別途綴り提出	
-	身分証明書	○		
第18号	貸借対照表	●		
第19号	損益計算書	●		
-	登記事項証明書	▼		
第20号	営業の沿革	○		
第20号の2	所属建設業者団体	△		
-	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）	●	別途綴り提出（相続人が許可を有していない場合、事業開始届の控えを添付）	
第20号の3	主要取引金融機関名	△		
第22号の11	誓約書	○		
-	業態（営業）証明書	▼		
-	預金残高証明書・融資証明書	▼		

※1 認可されるまで他社に在籍している等の理由により、認可申請時に提示できない場合、認可後に提示が必要です。

【その他提出書類】

様式番号	書類の名称	提出の要否	備考及び確認資料
	申請人と被相続人との続柄を証する書類	○	戸籍謄本等
	当該建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書	○	同意の旨を記載した書面に、申請者以外のすべての相続人が住所・氏名を記載、押印し提出すること。

第7 建設業許可の取扱い変更について

◇営業所技術者等資格要件の見直しについて（令和5年7月施行）

令和5年7月に施工された建設業法施行規則の改正により、下記のとおり建設業許可の**営業所技術者等**の要件が緩和されました。

表に掲げる技術検定合格者を指定学科卒業者と同等（1級1次合格者を大学指定学科卒業者と同等、2級1次合格者を高校指定学科卒業者と同等）とみなし、第一次検定合格後に一定期間（指定学科卒業と同等）の実務経験を有する者は一般建設業^{注2}の**営業所技術者**の要件（法第7条第2号ハ）を満たすこととなります。なお、指定建設業^{注1}と電気通信工事業以外の建設業に適用されます。

また、特定建設業許可^{注3}の**特定営業所技術者**の要件も同様の扱いとなります。

【改正前】

学歴等		実務経験
法第7条 第2号イ	大学、短大等（指定学科）	卒業後3年
	高等学校（指定学科）	卒業後5年
法第7条 第2号ロ	上 記 以 外	10年



【改正後】

学歴等		実務経験	
法第7条 第2号イ	学歴	大学、短大等（指定学科）	卒業後3年
		高等学校（指定学科）	卒業後5年
法第7条 第2号ハ	技師補 技士	1級1次検定合格（対応種目）	合格後3年 ^{注1}
		2級1次検定合格（対応種目）	合格後5年 ^{注1}
法第7条 第2号ロ	上 記 以 外	10年	

【技術検定種目と同等とみなす指定学科】

技術検定種目	同等とみなす 指定学科
土木施工管理 造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

（注1）法第15条第2号ただし書の政令で定める建設業
土木工事業 建築工事業 電気工事業 管工事業
鋼構造物工事業 舗装工事業 造園工事業

（注2）P10～12別表3「有資格コード一覧（一般建設業）」の「7※」、「7〇」参照

（注3）P13～15別表3「有資格コード一覧（特定建設業）」の「8※」、「8〇」参照

例1）機械器具設置工事業（業種から見た場合）

【改正前】建築学、機械工学、電気工学に関する学科（指定学科）の卒業者以外は10年の実務経験が必要

【改正後】指定学科の卒業者以外であっても、建築・電気工事・管工事施工管理技術検定（第一次検定）の合格により、合格後3年（1級）又は5年（2級）に短縮可能

例2）造園施工管理技士（資格から見た場合）

【改正前】造園施工管理技士では専任技術者として従事できるのは造園工事業のみ

【改正後】造園施工管理技士でも、合格後3年（1級）又は5年（2級）の実務経験で対応する建設業の**営業所技術者等**として従事可能

◇建設業許可に係る取扱い変更について（令和3年4月施行）

1 郵送受付の開始

建設業許可関係の申請・届出について、郵送受付を開始します。手続きの詳細については、「第8 建設業関係事務の郵送受付開始について」をご参照ください。

2 原本確認の廃止

営業所技術者等の要件確認書類（技術検定合格証明書、卒業証明書、監理技術者資格者証など）について、原本提示を不要とします。

3 業態証明書の取扱い

【～R3.3】

金沢市にあつては、証明者は町会長を原則とする。町会長の証明が得られない場合は、証明期間につき許可（登録）営業実績を有する他の建設業者の証明とします。

【R3.4～】

金沢市にあつては、証明期間につき許可（登録）営業実績を有する他の建設業者または町会長の証明とします。

◇押印を求める手続きの見直しについて(令和3年1月施行)

1 概要

国において、建設業許可の申請書類で求めている押印を不要とする法令の改正が行われ、R3.1.1付けで施行されました。

2 変更点

- すべての法定様式（申請・届出）について、押印は不要です。従前の様式で「印」の記載があるものは、押印せず提出しても差し支えありません（押印がされていても、書類の差替えを求めることはありません）。
ただし、行政書士が書類を作成した場合の職印の押印は必要です（行政書士法施行規則第9条第2項及び第11条）。
- 委任状について、委任者の押印がない委任状も受け付けます。あわせて、初めて行政書士による代理申請を行う場合の必要書類であった、申請者（委任を行う者）の印鑑証明書の提出は不要とします。
- 証明者の押印がなくても受け付けます。
ただし、実務経験証明書、業態証明書について、許可を受けようとする者以外の第三者による証明であって、押印がない場合には、県においてその内容の事実確認を行うことがありますので、証明書の余白欄に証明に係る事務担当者の氏名、連絡先の記載をお願いします。
※業態証明書については、証明に係る事務担当者の氏名や連絡先欄のある様式に変更しました。
- 建設業許可以外の次の手続きについても、上記と同様に取扱います。
 - 建設業法に基づく経営事項審査申請
 - 建設リサイクル法に基づく解体工事業登録・届出
 - 浄化槽法に基づく浄化槽工事業登録・届出（特例届出を含む）
 - 住宅瑕疵担保履行法に基づく基準日における届出

◇建設業許可基準の見直し概要(令和2年10月施行)

1 従来の「経營業務管理責任者」の要件が変わりました。

★「常勤役員等」のうち一人が(A)か(B)いずれかに該当する者であることが必要です。

★「常勤役員等」及び「補佐者」については、常勤であることが必要です。

★従来の「経營業務管理責任者」を引き続き置く場合は「イ(1)」が該当となります。

(A) 規則第7条第1号イ(1)(2)(3)のいずれかに該当すること(様式7号及び別紙)

イ(1) 役員等として5年以上の建設業の経營業務を管理した経験を有する者

イ(2) 権限の委任を受け、準ずる地位として5年以上の建設業の経營業務を管理した経験を有する者

イ(3) 準ずる地位として、6年以上の建設業の経營業務を補助する業務経験を有する者

(B) 規則第7条第1号ロ(1)(2)のいずれかであり、直属の「補佐者」をおくこと(様式7号の2、第2面、第3面、第4面及び別紙、別紙二)

ロ(1) 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位(財務管理、労務管理または運營業務の業務を担当するものに限る。)としての経験を有する者

ロ(2) 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者

補佐者 申請会社において、建設業の財務管理、労務管理、業務管理の業務経験をそれぞれ5年以上有し、常勤役員等を直接補佐する者(同一人でも3名別々でも可)

2 「適切な社会保険に加入していること」が許可要件となりました。

★令和2年10月1日以降の申請(更新含む)については、適切な社会保険に加入していない場合、許可することができませんのでご注意ください。

※既に有効な許可については、10月1日以降も引き続き有効です。

★様式第7号の3(「健康保険等の加入状況」)の記載方法が変わりました。健康保険等の加入状況に応じて、下表の番号を記載してください。

保険の加入状況	(参考) 従前
適用事業所、適用事業の届出を行っている場合・・・・・・・・・・1	1 (変更なし)
適用が除外される場合・・・・・・・・・・2	3
一括適用の承認に係る事業所・・・・・・・・・・3	1

※未加入(従前の記載では「2」については、社会保険加入の許可要件化に伴い、該当する番号がなくなりましたので、ご注意ください。

第8 建設業許可関係事務の郵送受付開始について

令和3年度より、建設業許可関係の申請・届出について、郵送受付を開始します。送付方法等については、次のとおりです。

1 開始日 令和3年4月より

2 提出方法

- ・管轄の土木事務所へ郵送してください。また、送付にあたっては、封筒表面に、事業所名、許可番号（既に許可番号を持っている場合）、「建設業許可に関する申請書類、変更届、決算報告」が同封されている旨を記載してください（例：「建設業許可更新申請書在中」「建設業許可に関する変更届出書在中」など）。
※審査手数料（石川県証紙）を含む申請書類を郵送する場合は、書留（簡易書留を含む）またはレターパック（赤）により送付してください。
※個人情報を含む書類を郵送する場合は、書留（簡易書留を含む）またはレターパックによることをお勧めします。
- ・郵便事故等により書類が県に到達しない場合は、申請者・届出者の責任とさせていただきます。
- ・副本がお手元に届く前に県から書類の内容について、確認の連絡をすることがありますので、郵送する正本・副本のほかに手元に一部控えをお持ちください。

3 留意点【共通】

- ・書類を郵送いただく際には、あらかじめ「建設業許可申請のしおり」をお読みいただき、書類への記載漏れや記載誤り、提出書類の不足がないようにしてください。
建設業許可申請のしおり：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/kyokashinsei/shinsei.html>
- ・郵送にあたっては、確認・補正等に対応していただける方の連絡先をご記入ください。
- ・書類の受付日は発送日ではなく、県への到達日となりますので、発送は余裕を持って行ってください。
- ・有効期限のある資料（財産要件確認のための残高証明書、登記事項証明書、身分証明書等）については、期限内に県に到達するように送付してください。
- ・補正不能な不備があり、受付できないと判断された場合は、いったん書類をお返しすることになりますので、ご承知おきください。
- ・郵送による返送を希望される場合は、返信用封筒（切手が貼付されたもの）またはレターパックを同封してください。
※返信先の宛名を記載してください。返送に必要な費用（切手等）は提出者の負担となります（切手等の貼付がないなど、費用をご負担いただけない場合は、窓口での返却となります。必要な費用を十分に確認して切手等を貼付ください）。

【申請】

- ・申請書類の受付日は発送日ではなく、県の到達日となるため、郵便事情によるものであっても、有効期限を超えて到達した場合、許可は失効します。郵送によると有効期間内に申請書類が到達しないおそれがある場合は、窓口へお越しください。
- ・更新を伴う業種追加等の申請は、更新申請の許可期間満了2ヶ月前までに申請をお願いしておりますのでご注意ください。
- ・事業承継（譲渡・譲受け、合併、分割）の認可申請については、承継日の3ヶ月前から30日前ま

でに申請をお願いしていますのでご注意ください（相続については、被相続人死亡後30日以内となっています）。

- ・必要な変更届や決算報告が提出されていない場合、受付はできません。

【届出】

- ・法定期限内に県に到達するように送付してください。

4 その他

建設リサイクル法や浄化槽法に基づく登録・届出についても、建設業許可関係事務と同様に、郵送での受付を可とします。

送付（問い合わせ）先

窓口	所在地	電話番号	所管区域
南加賀土木総合事務所 庶務課事業係	〒923-0811 小松市白江町リ6 1-1	0761-21-3333	小松市、加賀市、能美市、川北町
石川土木総合事務所 庶務課事業係	〒920-2113 白山市八幡町イ2 0	076-272-1188	白山市、野々市市
県央土木総合事務所 庶務課事業係	〒920-8214 金沢市直江南2-1	076-239-3901	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
中能登土木総合事務所 庶務課事業係	〒926-8586 七尾市本府中町ソ2 7-9	0767-52-5100	七尾市、羽咋市、中能登町、宝達志水町、志賀町
奥能登土木総合事務所 庶務課事業係	〒928-0001 輪島市河井町2 2部1-1	0768-22-0567	輪島市、珠洲市、能登町、穴水町

問い合わせ先

石川県 土木部 監理課 建設業振興グループ TEL：076-225-1712

第9 解体工事業について

『とび・土工工事業』から『解体工事業』が分離・新設され、平成28年6月1日より、『解体工事』を営むには『解体工事業』の許可が必要となりました。

1 経緯・背景

維持更新時代の到来に伴う解体工事等の施工技術の専門化や施工実態の変化といった事情を踏まえ、平成26年6月4日、「建設業法等の一部を改正する法律」が公布され、建設業許可の業種区分に『解体工事業』が新設されました。これまで解体工事は『とび・土工工事業』に含まれていましたが、『解体工事業』として分離され、解体工事を施工する専門業種として『解体工事業』が新設されました。

2 解体工事の内容、区分、考え方

建設工事の種類	許可業種	建設工事の内容	建設工事の例示
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

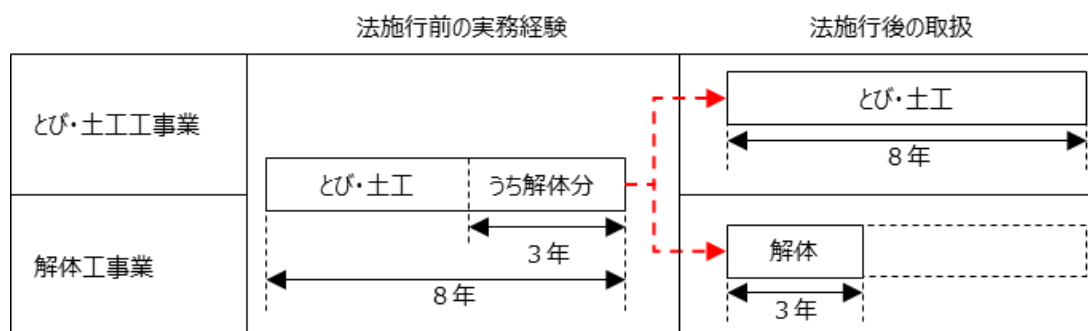
※それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。

※総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

3 法施行前後の『とび・土工工事業』及び『解体工事業』の実務経験年数の取扱い

『新とび・土工』とは法施行後のとび・土工工事業を、『旧とび・土工』とは法施行前のとび・土工工事業のことを指します。

- ・『新とび・土工』の実務経験年数は、『旧とび・土工』のすべての実務経験年数とします。
- ・『解体工事』の実務経験年数は、『旧とび・土工』の実務経験年数のうち、『解体工事』に係る実務経験年数とします。



4 登録解体工事講習

解体工事の技術者資格において、1年以上の実務経験か登録解体工事講習の受講が必要な資格があります。登録解体工事講習を受講すれば、下記のとおり「登録解体工事講習修了証」が発行されます。なお、登録解体工事講習の実施機関は次のとおりです（令和6年2月現在）。

登録講習	実施機関の名称	電話番号
登録解体工事講習	公益社団法人全国解体工事業団体連合会 (所在地：東京都中央区八丁堀4-1-3)	03-3555-2196

登録解体工事講習の内容（詳細は、講習実施機関にお問い合わせください。）

科目	内容
解体工事の関係法令に関する科目	廃物処理法、建設リサイクル法、その他関係法令に関する事項
解体工事の工法に関する科目	木造、鉄筋コンクリート造、その他の構造に応じた解体工事の施工方法に関する事項
解体工事の実務に関する科目	解体工事の作業の特性等の実務に関する事項
合計時間	3.5時間以上

登録解体工事講習修了証の様式

登録解体工事講習修了証	
	(修了証番号 第 号)
氏名	
(生年月日 年 月 日)	
<p>この者は、建設業法施行規則規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第号）附則第二条第一項又は附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号又は第二号の登録を受けた講習を修了した者であることを証します。</p>	
修了年月日 年 月 日	
登録講習実施機関代表者 印	
(登録番号 第 号)	